



「少年時代」 関東・長野農政 伝田 治男
(全農林写真コンクール応募作品から)

— 目 次 —

特集 TPP問題をめぐる諸側面

TPP参加問題と日本農業・日本経済

- 菅政権の参加判断における問題 — …… 服部 信司(4)
- 貿易政策としても誤っているTPP参加 …… 谷口 信和(29)
- 国の仕組みからTPPを考える …………… 堀口 健治(40)

シリーズ “農業研究最前線からの報告④”

- 土地利用型農業における農作業ロボット体系の開発
…………… 玉城 勝彦(44)

〔時評〕 COP10の残したのもの ……………(KY)(2)

☆表紙写真 「新緑」北陸・新潟 野澤和幸(全農林写真コンクール応募作品から)
「農村と都市をむすぶ」2011年4月号(第61巻4号)通巻714

COP10の残したものと



生物多様性条約第一〇回締約国会議（COP10）が二〇一〇年一〇月一八〜二九日、愛知県名古屋市中で開かれた。世界一九の締約国、関連国際機関、NGOなどから一万三〇〇人以上が参加した。これに先立ち、「生物多様性条約のバイオセーフティに関するカルタヘナ議定書」第五回締約国会議（MOP5）が一〇月一〜一五日、名古屋市中で開かれた。

生物多様性条約は、生物の多様性を生態系・種・遺伝子の三つのレベルでとらえ、①生物の多様性を包括的に保全し、②生物資源の持続可能な利用、③遺伝資源の利用から生じる利益の公正かつ衡平な配分を行うこと―を目的とした国際条約。地球上の動物・植物の種が年間四万種も絶滅するという「生物多様性の危機」のなかで、COP10は注目の国際会議であった。生物資源・遺伝資源の利用とそこから生じる利益をめぐって、開発途上国と先進国との利害対立が激しい。途上国には生物資源・遺伝資源が数多く存在し、それら資源を利用し利益を得ている大企業はアメリカなど先進国出自だからである。議長国の日本は、途上国と先進国のはざまで、環境外交の手腕が問われることになった。

いま環太平洋連携協定（TPP）参加の是非が議論されている。だが、根本的なところでは、大量生産・大量消費社会の仕組みのなかで環境・資源の収奪をつづけるアメリカ型の道を行くのか、そうではなく環境・資源の保全的利用による持続可能な発展の道を行くのか、問われている。TPPの包括的な二四交渉分野には、関税撤廃、金融などサービス分野、労働（人の移動）などに加え、「環境」分野も含まれている。その交渉内容はつまびらかではないが、アメリカ主導のTPP交渉のなかで「環境」はどのように位置づけられるのか。ちなみにアメリカは、生物多様性条約も、これに付随した遺伝子組換え生物の国境を越えた移動に関するカルタヘナ議定書も、批准せず、締約国ではない。

COP10は、前宣伝と開催中の報道はにぎやかだったが、COP10の残した成果などについては省みられていない。社会環境と自然環境の破壊にもつながるTPPなど「開国」論議のなかで、COP10の残したものを振りかえることは、大きな意味をもつであろう。

COP10の残したものの第一は、生物多様性の保全・生物資源の持続可能な利用・遺伝資源利用による利益の配分について、それぞれ懸案事項の合意がとりつけられたことである（折り合いをつけた面は否めないが・・・）。生物多様性の保全と持続可能な利用では、「新戦略計画

・愛知目標」として二〇二〇年までの目標が合意された。締約国会議は、二〇一〇年までの目標を「生物多様性の損失の速度を著しく減少させる」としてきたが、二〇一〇年目標は達成できなかった。「新戦略計画」は、「二〇二〇年までに生態系が強靱で基礎的なサービスを提供できるよう、生物多様性の損失を止めるために、実務的かつ緊急の行動を起こす」と目標をかかげ、保護地域を陸域一七%、海域一〇%とするなど個別目標二〇項目を合意した。「自然との共生」という中長期目標（二〇五〇年目標）では、生物多様性の評価・保全・回復・賢明な利用をうたいこんだ。

遺伝資源利用による利益配分は、遺伝資源提供国の途上国と利用国の先進国との対立は根深かったが、最終日に議長提案が「名古屋議定書」として採択された。「相互合意条件に基づく公正かつ衡平な配分」を確認したうえでの、「適切な場合の立法上、行政上、政策上の措置」「地球多国間メカニズムの必要性とモダリティーの検討」という合意内容である。

MOP5では、遺伝子組換え生物の国境を越えた移動で生じた責任と救済について、責任ある企業や国に救済（賠償）を求められることができるとの合意がなかった。

残したものの第二は、日本の里山など二次的自然が生物多様性の保全に役割を果たしていることを再認識し、

その保全を推進する国際的なネットワーク「SATOYAMAアイニシアティブ国際パートナーシップ」が組織されたことである。水田とその周辺の水路・水辺、畑、樹園地、草原・草地、集落の屋敷林・生垣などの里地と雑木林などの里山、つまり二次的自然の豊かな里地里山地域がさまざまな生きものを育てていることの再確認である。COP10開催時には、生物多様性保全に取り組む市町村や団体がブースを出して参加した。これを受けて、日本政府は、里地里山法（生物多様性保全のための活動促進法）を二〇一〇年一月に成立させた。

農産物は輸出入できても自然環境や農業の多面的機能は輸出入できないと、かつて日本政府は、各国農業の共存をWTO交渉に臨む哲学とした。政権が交代したとはいえ、その原点の哲学に立ち戻るべきだろう。

三月一日の東日本大震災は、海溝型地震が津波を伴い、激甚な災害となった。大震災は、福島第一原発のレベル六という大事故、深刻な事態にみられるように、人間の科学力の限界を露呈し、人間と自然との関係を強く問いかけた。生命を失われた方々のご冥福を祈る。被災された方々に心よりお見舞いする。残った者の使命は、長い年月になろうとも、共に復興に全力をあげることだ。それも人間と自然との新たな関係を築きつつ。

(KY)

TPP参加問題と日本農業・日本経済

— 菅政権の参加判断における問題 —

日本農業研究所客員研究員
服部 信司

はじめに TPP交渉参加問題についての政府

基本方針

菅改造内閣発足後、APEC首脳・横浜会議（二〇一〇年十一月一三―一四日）を前に、EPA（経済連携協定）／FTA（自由貿易協定）の促進問題が急浮上し、原則として自由化（関税撤廃）の例外を認めていない「環太平洋経済連携協定」（TPP）交渉への参加問題が焦点となってきた。

TPP参加問題について、菅内閣は二〇一〇年一月六日「情報収集を進めながら対応し、国内の環境整備を早急に進め、関係国との協議を開始する」という基本方針を決定し、同時に、「高いレベルの経済連携と食料自給率の向上や国内農業・農村の振興と両立させるために、農業構造改革推進本部を設置し二〇一一年六月をめどに

基本方針を決定する」とした。仙石官房長官（当時）は、参加についての判断は「六月前後に行う」とした。

この政府方針のなかには、「すべての品目を自由化交渉対象とし、交渉を通じて、高いレベルの経済連携を目指す」という実質的にTPP交渉参加を意味する一文が含まれている。

「すべての品目を自由化交渉の対象とする」のは、TPPしかないからである。

交渉参加を決定する時期は六月としているものの、その内容は、TPP交渉参加に大きく傾斜していると言わざるを得ない。

1 FTA・EPA・TPP、WTO

環太平洋連携協定（Trans-Pacific Partnership Agreement：TPP、以下TPPと略）は、経済連携協定

表 1 FTA・EPA・TPP、WTO

協定	範囲	関係国	機関	特徴	日本の立場
自由貿易協定 (FTA)	物品の自由化(90%)	2か国— 数か国。	なし。	・2か国間— 数か国間の 交渉で協定 を作成。 ・先進国—途 上国の場合	農産物。重要 品目を除いた 自由化。
経済連携協定 (EPA)	物品の自由化 (90%) + 金融・サービス 等を含む。			・先進国—途 上国の場合 途上国に優 遇措置なし。 ・途上国同士の 場 90%の しぼりなし。 ・農業国内保 護の削減は 対象とせず。	
	環太平洋連携 協定 (TPP)	物品の自由化 (100%) + 他分野。	9か国(11, 1月時点)		
世界貿易機関 (WTO) 協定	物品の関税 引き下げ、サ ービスなど 14分野。	加盟154 か国	WTO(世界 貿易機関)	・全会一致に よる決定。 ・後発途上国 (全体の1/ 3)に削減義 務なし。 ・途上国(全 体の3/4)に 優遇措置。 ・農業国内保 護の削減も 協定の一部。	漸進的自由 化(一定の関 税の引き下 げ。重要品目 への考慮)。

(Economic Partnership Agreement : E P A、以下 E P A と略) の一種である。

まず、はじめに、これら F T A、E P A、T P P、そして世界貿易機関 (World Trade Organization : W T O、以下 W T O と略) 協定について、簡単にそれぞれの特色を見ておこう (表一)。

(1) F T A

F T A (Free Trade Agreement : F T A、以下 F T A と略) は、二国間あるいは複数国間の「物品の貿易自由化」についての協定である。W T O 協定では、二国間あるいは複数国間の地域自由貿易協定について規定しており、「実質的にすべての品目の関税を一定期間後に撤廃していく」もの、とされている。この「実質的にすべて」が具体的にどの程度かについて W T O での結論は得られていないが、E U などは「九〇%」とする理解に立っており、そのもとで多くの F T A が形成されている。九〇%が『デファクト・スタンダード(事実上の世界標準)』になっている。ただし、W T O 協定上、あるセクター(たとえば農業)を丸ごと除外することはできない。W T O 協定とは異なり、農業の国内保護削減は協定(交渉)の対象としていない。

(2) E P A

E P A は、「物品の貿易」以外の分野(たとえば、原産

地規制、衛生植物検疫、知的財産権、サービス貿易など)をも含む協定である。中心は、物品の自由化についての協定である F T A。

W T O 協定においては途上国に優遇措置(関税削減の割引など)が認められているが、F T A・E P A が先進国一途上国間において締結される場合、途上国に優遇措置は認められていない。ただし、協定が途上国の間で結ばれる場合には、「九〇%以上の自由化が必要」という縛りはない。

(3) T P P

二〇〇六年にシンガポール、ニュージーランド、チリ、ブルネイの四カ国が発足させた T P P は、「物品の自由化」を中心としつつも、それ以外の多くの分野を含む地域自由貿易協定⇨経済連携協定である。これが、普通の F T A と異なるのは、その物品の自由化において、一定期間後(最長一年後)までに「すべての品目(一〇〇%)の関税撤廃」を約束しているところにある。

(4) W T O

以上の F T A、E P A が任意の二国間あるいは複数国間の地域協定であるのに対し、世界貿易機関 (World Trade Organization : W T O、以下 W T O と略) 協定は、貿易の国際機関である W T O の協定(ルール)であり、その加盟国は一五四カ国に及ぶ。協定の範囲は、関税の

引き下げを中心に一四分野に及び、国内農業保護の削減もその一部になっている。

FTA・EPAの場合とは異なり、WTO協定においては、途上国（全加盟国の三／四）に関税削減などにおける優遇措置（割引）が認められており、後発途上国には関税削減などの義務は課せられない。ただし、その決定は全会一致（コンセンサス）によるとされされており、主要国のひとつが反対すれば、合意（決定）とはならない。現在のWTO交渉がデッドロックに乗り上げているのも、アメリカ一国が議長提案を基礎にした交渉に応じないためである。

(5) 日本の立場

①多様な農業の共存。②農業の多面的な機能の維持。③以上、①、②を前提に、漸進的な自由化（関税の一定の引き下げと重要品目についての配慮）―これがWTO農業交渉における日本の立場である。米・麦・乳製品・牛肉・豚肉・砂糖などの重要な品目を自由化から除外してFTA/EPAに対応する―これが、これまでの日本のFTA/EPAへの対応であった。これは、自民党政権から民主党政権に移行しても変わっていない。

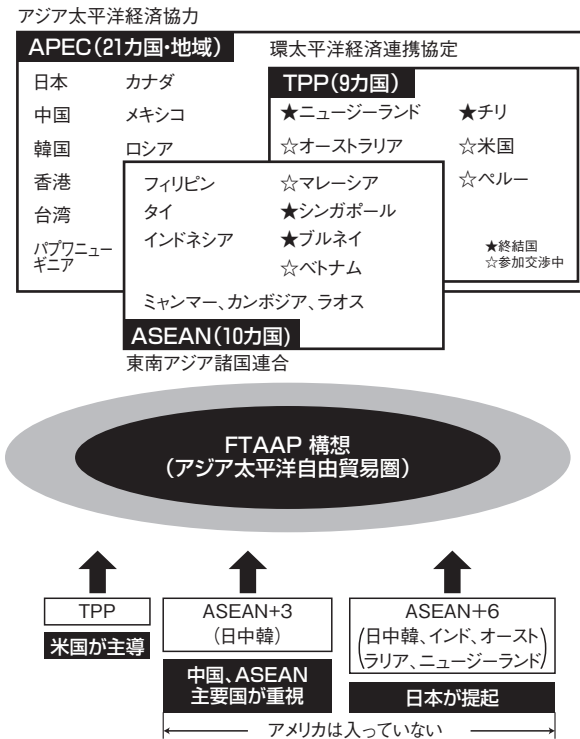
2 APECとアジア太平洋自由貿易圏構想

T P P についての民主党政権の動向を見ていく前提と

表2 APEC（アジア太平洋経済協力）と発足以来の主な経緯

<p>A P E C (Asia-Pacific Economic Cooperation:アジア太平洋経済協力)</p> <p>アジア太平洋地域における多国間経済協力を進めるための枠組（非公式なフォーラム）。</p> <p>条約(協定)に基づいて設立されたものではない。21 各国・地域が参加。</p> <p><発足以来の主な経緯></p> <p>1989 当時の東南アジア諸国連合（A S E A N）6 カ国：インドネシア、マレーシア、タイ、フィリピン、シンガポール、ブルネイ）と豪州、日本、韓国、カナダ、アメリカ、ニュージーランドの 12 カ国で発足。</p> <p>1993 年 11 月 シアトル閣僚首脳会議。首脳会議がスタート。</p> <p>1994 年 11 月 ボゴール首脳会議。2020 年までに「自由で開かれた貿易と投資を達成すること」に合意。各国の自主的な行動に基づく。</p> <p>2006 年 11 月 ハノイ首脳会議。アメリカがアジア太平洋自由貿易圏（F T A A P）構想を提起。</p> <p>2009 年 11 月 シンガポール首脳会議。F T A A P へのありうべき道筋を探求することに合意。</p>
--

図1 アジア太平洋地域の経済連携の動き



注:ASEAN+6の説明と「アメリカは入っていない」は筆者。
 [日本農業新聞]2010年11月16日

してAPECとアジア太平洋自由貿易圏 (Free Trade Area of Asia and Pacific: FTAAP、以下、FTAAPと略) 構想を踏まえておこう。菅首相のTPP参加検討表明は、APEC首脳横浜会議 (二〇一〇年一月) における議長国としての対応を動機としていたから、APECはTPP参加問題の重要な背景をなしているの

ある。
 (1) APEC: 経済協力を進めるための枠組
 APEC (Asia-Pacific Economic Cooperation: アジア太平洋経済協力) は、一九八九年に豪州の提唱で生まれた「アジア太平洋地域における多国間の経済協力を進めるための枠組 (非公式なフォーラム)」である (表1)。現在、APECに二一か国・地域が参加している (図1)。
 “非公式なフォーラム”とされるのは、APECは条約 (協定) に基づいて設立されたもの (組織・機関) ではないからである。趣旨に賛成する国・地域が集まったもの「フォーラム」である。メンバーを法的に拘束しない緩やかな協力の枠組という性格を持っている。そこから、その名称も「アジア太平洋経済協力」であって、「アジア太平洋経済協力会議」とはなっていない。
 APECは、開かれた地域協力によって域内の貿易・投資の自由化を進め、WTOのもとの多角的な自由貿易体制を維持・発展させることを目的にしてきた。

(2) **ボゴール首脳会議宣言（一九九三）**

一九九三年一月、APEC首脳会議が初めてシアトルにおいて開催された。アメリカ・クリントン大統領（当時）のイニシアチブによってである。以降、毎年首脳会議が開催されることになった。

翌一九九四年一月のボゴール首脳会議において、先進国は二〇一〇年までに、途上国は二〇二〇年までに「自由で開かれた貿易と投資を達成する」ことが合意された。しかし、それは、あくまでも「各国の自主的な行動計画」に基づいてのことである。

(3) **アジア太平洋自由貿易圏構想（二〇〇六）**

二〇〇六年一月ハノイ首脳会議において、アメリカ（ブッシュ大統領、当時）がアジア太平洋自由貿易圏（FTAAP）構想を提案した。アメリカの東アジア経済への関与の第一歩であった。

首脳会議はこの提案について「研究すること」に合意し、二〇〇九年一月のシンガポール首脳会議では、アジア太平洋自由貿易圏への「ありうべき道筋（どのような方法でアジア太平洋自由貿易圏を実現するのか）を探求する」ことに合意した。その道筋とは、APECが正規の組織・機関でないとするれば、「関税引き下げを含む経済協定をもつ経済連携を基礎に考える」ということになる。

二〇一〇年六月のAPEC貿易担当大臣会合は、その「ありうべき道筋」について、二〇一〇年一月に横浜で首脳に報告するとした。APEC横浜首脳会議において、アジア太平洋自由貿易圏（FTAAP）への方向性を議長国として提示したい（そのなかにTPPを積極的に位置づけたい）という菅内閣の発想は、ここから生まれたものと考えられる。

3 **民主党政権とEPA・TPP**

(1) **鳩山政権下…EUとのEPAを追求**

鳩山政権は、理念として東アジア共同体の設立を掲げつつも、実際には、EUとのEPA交渉入りをEPAの最重要課題として追求した。韓国がEUとのFTA/EPA交渉を進めており、日本の産業界が、EUの関税（自動車関税一〇%、薄型テレビ関税一四%など）が韓国について撤廃され、日本の企業には課せられ続けることは、「日本の企業にとって競争条件が不利になる」として、EUとのEPA交渉を求めていたからである。

だが、EUは、日本の要請に応じなかった。二〇一〇年四月の日欧首脳会議において、鳩山政権は、日-EUのEPAについて共同研究会を立ち上げる合意を図ろうとしたが、EUは、前向きの返事をせず、共同研究会は先送りされた。

EUは、現在でも年間数兆円の対日貿易赤字を抱えている一方、EUにとって日本の関税の七割がすでに無税だから、日本が関税を引き下げ撤廃するといっても、EUにはメリットがないとされたのである。そこから、EUは「日本の医薬品や医療機器の基準・認証や政府調達方式の見直しが先決」とし、共同研究会の立ち上げに応じなかったのである¹⁾。

菅政権発足時において、鳩山政権下で追求していたEUとのEPA交渉の展望が見い出せないという状況に陥っていたといっている。

(2) 菅内閣の「質の高い経済連携」に言及 貿易圏・「質の高い経済連携」に言及

二〇一〇年六月十八日、菅首相は「新成長戦略」を提示した。ここで注目されるのは、新成長戦略といっても、具体的なものがほとんどないなかで、「アジア太平洋自由貿易圏（FTAAP）の構築を通じた経済連携戦略」の項目が入り、「今年秋までに『包括的経済連携に関する基本方針』を策定する」とし、「質の高い経済連携を加速する」とされたことである。「質の高い経済連携」とは、例外品目を極力少なくして自由化率が高くなっているFTA/EPAを意味している。成長戦略を要請する経済界に応える形で成長戦略の柱の一つとしてFTA/EPAが位置づけられたのである。

「質の高い経済連携」に言及していたということは、すでに、この六月中旬の時点において、TPPを一環にしてアジア太平洋自由貿易圏を展望する²⁾、あるいは、そうした発言を通して一月APEC首脳会議において議長国としてリーダーシップを取る事が想定されていたものと考えられる。

(3) 首相方針演説でのTPP検討

こうしたうえで、一〇月一日の首相方針演説において、「APEC首脳会議では、アジア太平洋諸国と成長と繁栄を共有する環境を整備する。その懸け橋としてEPA・FTAが重要。その一環として、環太平洋パートナーシップ協定等への参加を検討し、アジア太平洋自由貿易圏の構築を目指す」としたわけである。TPP交渉への参加の検討↓TPPを通じたアジア太平洋自由貿易圏が提起されたといっている。

(4) 民主党プロジェクトチームによるTPP交渉参加問題についての提言

こうしたTPP交渉への参加の提起は、それが、民主党にとっても突然の提起であったがために、交渉参加に懸念を持つ農村地区選出議員を中心に慎重論が広がった。

この問題について設けられた民主党の「APEC・EPA・FTA対応検討プロジェクトチーム（PTT）」は、

一月四日、次のような政府への提言をまとめた。

「農林水産業と経済連携を両立させる前提での経済連携、広域連携は積極的に推進すべきであるが、TPPについては、農林水産業への影響にとどまらず、『非関税分野』にも多大の影響が及ぶため、慎重な対応が求められる。・・・TPPについて情報収集のための協議を行い、参加・不参加を判断する」^②。

ことの重要性からいって、妥当な提言内容となった。

(5) 政府基本方針

これを受けて、一月九日菅内閣は、TPP参加問題について、「情報収集を進めながら対応し、国内の環境整備を早急に進め、関係国との協議を開始する」という基本方針を決定し、同時に、「高いレベルの経済連携と食料自給率の向上や国内農業・農村の振興と両立させるために、農業構造改革推進本部を設置し二〇一一年六月をめどに基本方針を決定する」とした^③。仙石官房長官は、参加についての判断は「六月前後に行う」ことになることしたわけである。

基本方針は、民主党プロジェクトチームの提言に基本的に沿っているといえる。

しかし、この政府方針のなかには、「すべての品目を自由化交渉対象とし、交渉を通じて、高いレベルの経済連携を目指す」という実質的にTPP交渉参加を意味する

一文が含まれている^④。「すべての品目を自由化交渉対象とする」というのは、アメリカとニュージーランドがTPP交渉への参加条件としているものであるから、その一文はTPPを指している。交渉参加を決定する時期は二〇一一年六月としているものの、その内容は、TPP交渉参加に傾斜している内容を含んでいたのである。

(6) APEC首脳横浜会議（二〇一〇年一月三十一日）

1) 横浜首脳会議

APEC首脳会議は、その宣言において、「アジア太平洋自由貿易圏（FTAAP）の実現に向けた具体的な手段」として、①東南アジア諸国連合（ASEAN）に日本・中国・韓国を加えた「ASEAN+3」^⑤、②「ASEAN+3」に豪州、ニュージーランド、インドを加えた「ASEAN+6」、③TPPの三つを例としてあげるにとどまった。

議長国の日本は、この会議において、①アジア太平洋自由貿易圏（FTAAP）の目標年次を二〇二〇年に設定しようとし、②経済成長の数値目標の設定を行なおうとした。しかし、「各国・地域の反応はゼロ」で、そうしたことは実現されなかった。特に新興国には、「数値目標の設定で」新たな制約を課せられることに懸念があった」からである^⑥。

この首脳会議の前日、T P P 九カ国とそれ以外の国との意見交換会がもたれたが、中国はその会議に出席しなかった。中国は、従来通り、「A S E A N + 3」による経済連携を軸とする方向をとり続けることを明確にしたのである。

2) 横浜首脳会議におけるオバマ大統領

これに対し、アメリカ・オバマ大統領は、一三日横浜市における講演において「アジア太平洋の貿易を促進し、市場開放するT P Pを追求したい」と強調。菅首相は日米首脳会談において「高いレベルの経済連携を進めたい」と発言し、オバマ大統領は「サポートしていく」と応じたとされる^⑥。「高いレベルの経済連携」とはT P Pを意味する。日本は、「A S E A N + 6」を提起していたにもかかわらず、アメリカ(T P P)寄りに立場を移したといわれても仕方がない態度を取ったのである。

なお、オバマ大統領の横浜講演において、「アジアへの輸出増は、アメリカの雇用創出戦略である」「アメリカへの輸出が各国の繁栄の道であると思うべきではない」⁽⁷⁾と語ったことが留意されるべきである。アメリカは、専らアメリカからアジアへの輸出拡大を考えているのである。自国への輸入拡大に対して極めてネガティブなのである。

(7) 「食と農林漁業の再生実現会議」第一回会合

(二〇一〇年一月三〇日)

二〇一〇年一月三〇日、経済連携の推進と農業振興の両立を目指す「食と農林漁業の再生実現会議」(議長＝菅首相。「食と農林漁業の再生推進本部」(本部長＝首相)の諮問機関)第一回会合が開催された。一月九日の政府基本方針において「農業構造改革推進本部」とされていたものが、この名称に変更されたのである。

この会議終了後、鹿野農林水産大臣(副本部長)は「参加を決めていないT P Pが(議論の)前提になることはあり得ない」。T P Pの参加、不参加の判断時期は「来年の秋くらいには考えを出す感じはする。六月に判断しなければならぬ理由はない」と語ったと報じられている。T P Pについて、鹿野農相＝農林水産省は慎重な立場に立っていると見られる。

菅首相はT P Pに傾斜しているが、農水省の立場はそれとかなり異なっている。ことが日本農業にとって重大事であるがゆえに、のことである。

4 T P P (環太平洋経済連携協定)

(1) 当初のT P P 4

当初のT P P 4 (Trans-Pacific Strategic Economic Partnership Agreement: T P P 4)。環太平洋戦略的経済連携協定。以下、T P P 4と略)は、シンガポール、二

表 3 TPP4 の関税撤廃スケジュール

(%)

	2006	2008	2009	2010	2011	2012	2015	2017
ブルネイ	92			1.7		1.1	5.2	
チリ	89.4		0.94		0.29		0.12	9.26
ニュージーランド	96.5	0.03		1.54			1.92	
シンガポール	100							

資料：石川幸一「環太平洋戦略的経済連携(TPP)の概要と意義」、国際貿易研究所『国際貿易と投資』2010、秋号、66頁より作成。

ユージランド、チリ、ブルネイ4国が二〇〇六年に発足させたEPAである⁸⁾。物品だけでなく、多くの分野(ただし金融・投資は除く)を含むが、物品については、段階的に(最長一年)、例外なく自由化に移行させる協定となっている(表3)。いわゆる「質の高い」FTAであり、TPP四カ国は「二十一世紀型FTA」を標榜している。また、TPPは、APECのFTAモデル協定となることを意図し、他のAPEC諸国の加盟を歓迎している。

TPP四か国は小国で、貿依存度が高い。四か国の合計人口は二、三二〇万人。その国内生産額は約四、〇〇〇億ドル(世界全体の〇・四%、日本の九%。二〇〇六年)である。

(2) 金融・投資分野へのTPP4拡大交渉とそれへのアメリカの参加

上述のように、当初のTPP4は「金融」・「投資」を含んでいない。しかし、これについて、TPP4の締結時において、TPP4発効後二年以内に交渉を始めることが合意された⁹⁾。これに基づいて、金融と投資についての交渉が二〇〇八年三月に開始。

そこに、特に金融について強い関心を持つアメリカが加わったのである。ただし、この時点(二〇〇八年三月)では、アメリカは、金融・投資以外の分野を含めた包括

的なベースで T P P 4 に加わるか、否かについては検討中であった。まず、アメリカは、金融と投資の二分野の交渉に加わったわけである。

(3) 新・拡大 T P P 交渉

アメリカ（ブッシュ政権）は〇八年九月 投資・金融だけでなく全分野の交渉への参加を表明。さらに、同年一月豪州、ペルー、マレーシア、ヴェトナムも同様の参加を表明した。

これを受けて、T P P 四カ国＋アメリカ、豪州、ペルー、ヴェトナムによる拡大 T P P 交渉が二〇〇九年三月に開催されることが計画された。しかし、その一か月前、アメリカのオバマ新政権は、「貿易政策とそこの優先順位を見直す時間がある」として延期を提案し、拡大 T P P 交渉の開始はいったん延期された¹⁰⁾。

二〇〇九年一月、オバマ大統領は、「二一世紀の貿易協定にふさわしい高い水準と幅広い加盟国を持った地域協定を作る目的を持って T P P 諸国と交渉を行なう」とことを表明。アメリカがオバマ新政権のもとで、正式に拡大 T P P 交渉に参加することになったのである。

こうして、二〇一〇年三月豪州メルボルンにおいて、当初 T P P 四カ国＋新四カ国、すなわち、シンガポール、ニュージーランド、チリ、ブルネイ、アメリカ、豪州、ペルー、ヴェトナムの八カ国が、広域経済連携協定Ⅱ「環

太平洋経済連携協定（Trans-Pacific Economic Partnership Agreement）の形成を目指す交渉を開始したのである。この新たな T P P 交渉はアメリカ主導によるものといっている。その第三回会合（二〇一〇年一〇月、ブルネイ）においてマレーシアが参加し、現在 T P P 交渉に九カ国が加わっている。

5 アメリカ主導による新 T P P 交渉とアメリカの意図

アメリカはどのような意図のもとに、新たな T P P 交渉を立ち上げ進めているのであろうか。そこには、三つの意図Ⅱ側面がある。

(1) アジアにおける経済連携への参入

1) 二〇〇九年までのアジア太平洋地域における経済連携の枠組

アメリカ主導による新たな T P P 交渉が始まる前Ⅱ二〇〇九年までのアジア太平洋地域（A P E C 二カ国・地域）における経済連携の枠組は、「ASEAN（東南アジア諸国連合一〇カ国）＋3（日本、中国、韓国）」と「ASEAN＋6（日・中・韓、豪州、ニュージーランド、インド）」の二つであった（前掲図1）。

これらは、いずれも、アジア太平洋自由貿易圏（F T A A P）に向けての地域経済連携といえる。両方とも A S E A N が中心になっており、それに日・中・韓、ある

いは日・中・韓・豪・印・ニュージーが加わる形になっている。

2) ASEAN+3、ASEAN+6におけるアメリカの不在

アメリカから見たこの二つの経済連携の特徴は、いずれもアメリカを含んでいないことにある。アジア太平洋自由貿易圏といっても、その中心はアジアであり、そのアジア諸国の間において直接投資や貿易が伸展してきたのであるから、それを基に自由貿易圏を目指す地域経済連携が生まれたのは当然であった。また、そこには、ASEANを中心にした今後のAPECの経済発展を展望していきたいというASEAN諸国の考え方もあった。

3) TPPによるアジアへの関与

だが、これは、アメリカから見れば、アメリカを排除した地域連携である。アジアが経済発展の世界的な中心になりつつあるなかで、アメリカが経済連携の外側に立ち続けるならば、アジア諸国は、成長を続ける中国と先進経済の日本にさらに引き寄せられ、アメリカはアジアの経済成長から取り残されるおそれがある。こうした状態を生み出さないためには、アジアにおける地域連携からアメリカが排除されている事態を解消しなければならぬ。これが、アメリカが新たなTPP交渉を開始するに至った第一の基本的な理由である。

(2) アジアへの輸出拡大

アメリカのTPPによるアジアへの関与には、成長地域であるアジアへの輸出拡大の意図がある。アメリカがTPPに注目したのは、それが自由化率の高い「質の高い」FTAだからであった¹²⁾。TPPを通して、アジア地域への輸出を拡大することが目指されていると言っている。

二〇一〇年三月に新たなTPP交渉がアメリカ主導で始まったことは、オバマ政権の輸出拡大戦略と強く連動している。オバマ大統領は二〇一〇年一月の一般教書演説において、今後五年間で輸出を倍増させる「国家輸出計画」を打ち出した。オバマ大統領は、この輸出倍層計画の実施をもって、一〇%近い高い失業率が続く状態を打開する方策の一つ（雇用創出戦略）にしようとしているのである。

その際、WTO交渉とTPP交渉の違いが認識される必要がある。WTO交渉は関税引き下げを交渉分野にしているが、同時に農業の国内支持（保護）引き下げをも交渉分野にしている。

アメリカが、WTO農業交渉における議長提案について、「アメリカの農業保護の削減に比べ、途上国の市場開放が少ない」とするのは、突き詰めれば、自国の農業国内支持の削減が大幅に過ぎることである。アメリカ

カは議長提案における自国の農業支持の大幅引下げに不満を持っており、そこから交渉が行き詰まっている。

これに対し、FTA/EP A交渉の場合には、農業国内支持の削減は交渉の対象にならない（前掲表1）。交渉分野は、専ら市場アクセス関税やその他の国境措置の引下げ・撤廃である。FTA/EP Aは、アメリカが交渉をしたくない農業国内支持削減を含んでいないのであって、アメリカにとって後顧の憂いなく交渉に当たれるものなのである。

(3) 対中国の戦略的側面

アメリカ主導のTPPは、アジアに対するアメリカの経済的関与・輸出増大の手段というだけのもではない。そこには、アジアにおいて経済的存在感だけでなく政治的・軍事的存在感を増しつつある中国に対するアメリカ主導の独自の経済グループの形成↓それによる中国への圧力の形成という戦略的側面が存在する。アメリカ国務省（日本の外務省に当たる）が重視するのはこの側面であろう。

6 アメリカのTPPスケジュール（戦略）と日本の位置

アメリカは、来（二〇一一）年一月のAP EC首脳会議（アメリカが議長国）までに交渉を妥結させることを目指している（表4）。そのためには、まずは、一質の高

表4 TPP9交渉の日程：これまでと今後（2011,2月ー）

	時 期	場 所
第1回	2010年3月	オーストラリア、メルボルン
2	6	アメリカ、サンフランシスコ
3	10月4-9日	ブルネイ
4	12月6-9日	ニュージーランド、オークランド
5	2011年2月14-18日	チリ、サンチャゴ
6	3	シンガポール
7	6	ヴェトナム
8	9	アメリカ
9	10	ペルー

いFTA」に基本的に賛成する国の間で交渉をまとめる必要がある。新しいTPPをまとめ、それをもって次回のAPEC会合を主導する。また、まとめたTPPルールを基準にさらに第二段階の加盟国の参加を呼び掛ける。これがアメリカのTPP戦略だといっている。

したがって、アメリカのTPP戦略において、第一段階（現交渉）の参加国に日本は想定されていない。日本が農業において多くの重要品目を抱えており、この間のWTO交渉においてそうした重要品目への配慮を強く求めてきたのであるから、アメリカが第一段階のTPP交渉参加国に日本を想定していなかったのは、むしろ自然である。

それゆえ、菅内閣・日本政府がTPP交渉への参加を日本の課題として提起したのは、専ら菅内閣・日本政府の判断であり、その判断の是非が問われているのである。

7 現TPP交渉における議論・市場アクセスの交渉方式

(1) TPP交渉における交渉分野

二〇一〇年三月一五日豪州メルボルンにおいて始まったTPP交渉は、第二回六月一四―一七日サンフランシスコ、第三回ブルネイ一〇月四―九日、第四回一二月六一―一〇日ニュージランド・オークランドと二〇一〇年一

(囲み1) TPP9：「物品自由化」以外の分野

原産地規制、衛生植物検疫、知的所有権、貿易円滑化、紛争処理、投資、TBT（貿易に対する技術的障害）、サービス（国境をまたがる）、サービス（一時入国）、サービス（電気通信）、サービス（E-Commerce）、貿易保護、政府調達、金融、競争政策、環境、労働、制度的事項、協力、横断的事項特別部会（中小企業、競争、開発、規制関連事項）、主席交渉間協議。

*以上のうち、原産地規制からサービスに至る分野は、WTOがカバーしている分野。

二月時点で四回の交渉を行なっている。そこでは、①市場アクセス（工業）、②市場アクセス（農業）、③市場アクセス（繊維・衣料品）、④原産地規制、⑤政府調達、⑥サービス（金融）、⑦投資など二四の作業部会（**囲み1**）が設けられている。

それらの分野でのルールづくりが目指されているのである。

(2) この間の議論の焦点

TPP交渉第二回会合において、市場アクセス（関税の撤廃―引き下げ）交渉の進め方、すなわち、参加国が締結した既存（現行）のFTAの継続を認めたいうえでの交渉とするか、（それを認め

ず)に共通の市場アクセス議定書をつくるかをめぐって、アメリカ・豪州間の議論となった。

単一の市場アクセス議定書を作成するとは、WTO交渉の場合と同じように、全参加国に共通する関税撤廃・削減についての方針(WTO交渉でいえばモダリティ)を策定するということである。

アメリカは、「既存のFTAがある場合には、それを維持し、FTA未締結国との間でのみ、二国間自由化交渉を行なう」とし、豪州・ニュージーランドは「すべてのTPP交渉参加国と一緒に交渉し、単一の統一的な市場アクセス議定書を作る」としている。

(3) アメリカが既存のFTAを維持しようとする背景

Ⅱ 米・豪FTAの維持

アメリカが「既存のFTAを維持したままでFTA未締結国との間でのみ交渉を行なう」と主張するのは、アメリカは米・豪FTA(二〇〇四年一月発足)を維持したいからである。

米・豪FTAにおいてはアメリカ側一〇八品目(全体の1%)が非自由化品目であり、そのなかに砂糖とブルーチーズが含まれている。また、アメリカの牛肉と乳製品(ブルーチーズ以外)は一八年後に自由化するとし、その間は牛肉・乳製品の輸入枠を拡大していくとされている。アメリカは、豪州との関係で、このFTA協定の

内容、すなわち砂糖と一部乳製品の例外扱いおよび牛肉・乳製品の長期の段階的自由化を維持したいと考えているのである。

(4) 市場アクセスの交渉方式

この議論は、第三回会議(二〇一〇年一月、ブルネイ)において、①既存のFTAがない国との間で、まず二国間交渉を行なう。②既存FTAがない国が集まって、マルチ(多国間)方式交渉を行なうことも妨げない”というかたちで合意されたと報じられている。

この問題は、上述のようにアメリカの既存FTA(米・豪FTA)と現TPP4協定との関係をどう整理するか、という問題と結びついている。第四回会合(ニュージーランド・オークランド…二月六―一〇日)に際して、ニュージーランドのM、シンクレア主席交渉官は「目指すのは地域統合であってFTAの集合体ではない」と語り、現在のTPP4を基本にして例外なき関税撤廃を求める意向を表明したと報じられている。

TPP交渉において、TPPを、米・豪FTAのような二国間協定を残したままのFTAの集合体とするのか(アメリカ)、例外なく関税の撤廃を行う単一の議定書とするのか(豪州、ニュージーランド)という基本対立が引き続き続いている。

(5) アメリカの物品自由化・オファー…全品目を含む

ところで、アメリカの有力情報誌は、アメリカがTPP交渉において提起する「物品の貿易（関税）」についてのオフアー（何をどのようなスケジュールで自由化するかの一覧表）は、「すべての品目を載せており、そこには酪農品を含むセンシティブ品目も含まれている」と報じている。これは、アメリカがFTAを結んでいない国（ニュージーランド、ヴェトナム、ブルネイ、ペルー）に対して提起されるものとみられる。

アメリカのオフアーは、①即自由化、②段階的自由化（五年）、③段階的自由化（一〇年）、④センシティブ品目の四種類に分類されており、センシティブ品目については関税削減↓撤廃の方法を特定していない（今後提起していく）とされる。アメリカは、FTAを締結していない国に提起する「物品の自由化」において、基になっているTPP4と同水準の自由化（全品目の関税撤廃）を提示しているとみることができる。それは、相手国からも同水準の自由化を引き出すための手段でもある。

有力情報誌の報じていることが正しければ、日本が交渉に参加して「二―三品目の例外を勝ち取ればいい」というような安易な想定をしうる余地は存在しない。

(6) 新規に交渉に参加する場合

新規交渉参加国については、現交渉参加国九カ国の同意が必要とされている。

表5 主要国の関税率

(%)

国	全品目平均 (2010) (1)	農産物 (2000) (2)
日本	2.5	12
アメリカ	3.3	6
豪州	3.8	3
カナダ	4.2	5
EU	4.0	20
韓国	6.6	62
タイ	8.0	35
インド	33.0	124

注1) WTOによる。カナダ、インド：2003（世界銀行による）。

注2) OECDによる。

アメリカとニュージーランドは、新規交渉参加国（日本を念頭に置き）は「すべての品目を交渉のテーブルに乗せる必要がある（あらかじめ特定の品目を交渉から除外することは認められない）」としている。

日本政府の経済連携協定についての基本方針（十一月九日）において「すべての品目を自由化交渉の対象とすし、交渉を通じて、高いレベ

表6 円と主要国・地域の通貨

		2006年	2010年11月
韓国ウォン	100ウォン当たり円	12.79	7
	比較	(100)	(54)
アメリカ・ドル	1ドル当たり円	116.3	83.6
	比較	(100)	(72)
EUユーロ	1ユーロ当たり円	157	111
	比較	(100)	(71)

資料：財務省ほか。

ルの経済連携を目指す」とされたのは、このアメリカ・ニュージーランドの態度を前提にしていたからである。

8 TPP交渉参加問題をどう考えるべきか ―菅内閣の判断における問題―

(1) 「第三の開国」
「日本は経済的に閉鎖に近い」という基本認識の問題

日本の全品目平均の関税率は二・五%であり、世界で最も低い(表5)。農産物関税も平均一二%でEU二〇%よりも低い。この日本の状態を、どうして「第三の開国」が必要な「鎖国に近い経済状態」と言えるのだから

うか。

首相・政府首脳は、日本の国境措置についての正確な現状認識をもって政策判断をする必要がある。

(2) 韓国が好調なのは、ウォンが円に対し半分に下がっていることによる

米・韓FTAが発足すれば、アメリカの軽トラック関税二五%や自動車関税二・五%は韓国企業に対してはなくなるから、日本がTPPに入らなければ、日本の自動車企業は韓国企業よりも不利になる。EU・韓国FTAが発足すれば、EUの自動車関税一〇%、薄型テレビ関税一四%が韓国企業にはなくなり、その分日本企業にとって韓国企業よりも不利になる。だから、TPPに入る必要があるといわれる。また、韓国経済が好調なのは、貿易自由化路線に舵を切ったからであるといわれる。

だが、アメリカの軽トラック関税二五%は米・韓FTA発効後八年間は維持される。すでに、米・韓の間、EU・韓国の間で関税撤廃が実施されているわけではない。

この間韓国企業が好調なのは、この四年間でウォンが円に対しおよそ半値になっている(表6)というウォン安による輸出拡大にある。あるいは、逆に将来一〇―二〇%の円安になれば、EUやアメリカの自動車関税は意味がなくなってしまうのである。このことがきちっと見

表7 農林水産省：TPPの影響試算（関税がゼロになった場合：19品目）

(億円)

生産 減少額	米	1兆9,700
	牛乳・乳製品	4,500
	牛肉	4,500
	総計	4兆1,000
多面的機能の喪失額		3兆7,000
食料自給率		40%→14%に

資料：農林水産省。

極められる必要がある。

(3) 日本企業の品質競争力・現地生産が認識されるべき

EUが二〇一〇年四月にEPAについての共同研究会の立ち上げに応じなかった中心的理由は、日本の自動車産業の品質競争力（ハイブリッドカーなど）を恐れたためである。韓国が日本とのEPA/FTA交渉を進めようとしないうちも同様の理由（日本の部品産業の競争力への警戒）からである。

また、日本の自動車企業がアメリカで販売している車の四分の三は現地生産車になっている。アメリカでは、現地生産—販売が主になっているの

である。現地生産の車に関税はかからない。日本企業は（一〇年後に軽トラック関税がなくなる韓国企業に対して）現地生産の拡大で対応しうるのである。これらのこともきちっと認識される必要がある。

9 TPP参加は食料自給率向上と相いれない

(1) 農水省の試算

農林水産省の試算（一九品目）によれば、国境措置を撤廃すれば、農産物の生産減少額は、米一兆九、七〇〇億円、牛乳・乳製品四、五〇〇億円、牛肉四、五〇〇億円となり、主要一九品目合計で四兆一、〇〇〇億円の減少となる（表7）。これに伴う多面的機能の喪失額は三兆七、〇〇〇億円となり、自給率は四〇%から一四%程度に下落する。この試算は、現行政策を前提にしたものである。

政府基本方針は「関税措置等の在り方を見直し、財政措置（直接支払い）に変更すること」により、「高いレベルの経済連携と食料自給率の向上と両立を図る」としている。

仮に価格下落分を大幅に補填する措置を取るとしても、関税ゼロの世界は生産者に不安を引き起こし、生産の継続（設備の更新など）を判断する際に、マイナスとなる。TPPへの参加は、自給率の向上と相いれないで

あろう。

(2) 牛肉自由化の経験

わが国には主要品目の自由化⇨関税撤廃の経験はないが、それに近いものとして牛肉の自由化（一九九三年）がある。ただし、この場合の自由化とは、それまでの輸入枠（一定の輸入量を政府が決定のもとでの輸入から、輸入枠を廃止して関税五〇％（九六年から三八・五％）のもとでの輸入に代えたことである。

この牛肉自由化の結果どうなったかといえば、(表8)のように、国内生産は九三年四二万トン⇨〇〇年三六万トンに六万トン減、牛肉自給率は四二％⇨三三％に低下、その間、肉用牛の飼養農家数は九三年一九・九万から〇〇年一一・六万へと四一％減少したのである。輸入枠の下での輸入から関税の下での輸入に切り代える「自由化」でこれだけのことが起こったのである。関税ゼロへの移行は、これを上回る事態を引き起こすと考えるのが自然であろう。

(3) 基本計画と関税撤廃の小麦への影響

わが国は、二〇一〇年三月に閣議決定した食料・農業・農村基本計画において、国内生産拡大・食料自給率向上の展望（現行四〇％⇨二〇一〇年五〇％）を打ち出した(表9)。日本の農地（水田）の有効利用を前提に、世界の食料需給が不安定化するなかで適切な方向が提起さ

表8 牛肉の国内生産量・輸入量・自給率・生産農家数の変化（1993—2000）
（部分肉ベース：万トン、％）

	1993	2000	変 化
輸 入	57	74	+17 (+35%)
国 内 生 産	42	36	-6 (-14%)
合 計	99	110	+11 (+10%)
自 給 率 (%)	42	33	-9 (-21%)
肉牛飼養農家数(万戸)	19.9	11.6	-8.3 (-41%)

資料：服部信司『グローバル化を生きる日本農業』NHK出版、2001年、6頁。

れたといえる。

その要は、小麦の増産（現行八八万トン⇨一八〇万トン）である。ただし、日本の小麦は気象条件からいって製パン特性に優れた小麦（高蛋白含有、乾燥気候が必要）は容易ではない。その品種改良が行なわれているが、それには時間が必要であり、気象条件からいってその適地には限度がある。小麦関税の撤廃・国家貿易の廃止は、現行の小麦輸入⇨国内製粉から、小麦粉輸入への転換を引き起こして、小麦九〇万トンの増産を困難にするだけでなく、現行八八万トンの小麦生産の維持も困難にする。これだけで基本計画は、絵に描

表9 生産拡大目標（食料・農業・農村基本計画）

（万トン）

品目	現行（2008）	2020年	増加量
小麦	88	180	92
大豆	26	60	34
米粉用米	0.1	50	50
飼料用米	0.9	70	69

資料：食料・農業・農村基本計画

いた餅”になる。TPP参加は食料自給率向上と相いれないのである。

10 内需型産業の農業に打撃を与える方向をとるべきでない

目下の日本経済の最大の問題は円高であり、それによる企業の海外生産へのシフト↓国内生産⇨雇用の縮小である。この円高は、円の独歩高であり、そうなっているのは日本が不良債権のない唯一の先進国だからである。円高は容易に解消しえないから、成長戦略といっても、これというもの⇨決め手を提起しえないのである。それは、経済的困難の原因が異なる他の先進国にとっても、同じである。成長戦略を地道に考えるならば、日本に問われているのは、内需型の発展である。農業は内需型であり、内需型産業の柱の

（囲み2）TPP参加によるGDPの伸び率（内閣府試算）

・0.48～0.65%（2.4～3.2兆円）：平均0.57%（2.8兆円）

・GTAAPモデルによる、2008年度名目GDPに基づく試算。

GTAAPモデルは、静学モデルであるから、1年間限りの伸び率の試算。

2年目以降にも適用されるというものではない。

一つに位置付けるべきである。それに打撃を与える方向を取るべきではない。

内閣府は、日本がTPPに参加した場合のGDPの伸び率は○・四八～○・六五%、平均○・五七%（二・八兆円）としている（**囲み2**）。この程度の成長率の伸びと引き換えに農業全体に困難を与えるTPP参加を選択することはできない。

11 具体性がないTPP（物品以外）における日本政府の目標

(1) 日本政府の交渉目標

日本政府は、TPPに参加した場合の物品以外の分野（前掲囲み1）における交渉目標として次のような点を挙げていとされる。

① アンチ・ダンピング（ダ

ンピングを理由にした輸入制限) についての規律強化(対アメリカ)

- ② 資源などの輸出禁止を規制(対豪・対米など)
- ③ 環境・エネルギー分野における規制・基準の調和
- ④ 既存の投資協定にない要素の確保
- ⑤ サービスの自由化。

(2) 交渉目標の検討

1) アンチ・ダンピング

アンチ・ダンピングはWTOの重要領域であり、TPPの問題ではない。すでにアメリカのアンチ・ダンピング⑧については日本・EU・メキシコがWTOに提訴し勝訴の結果が出ている。現在、その勝訴の結果に基づいて、アメリカが政策の修正を問われているのである。アンチ・ダンピングをTPPの獲得目標に設定すること自体が筋違いである。

2) 輸出禁止に対する規制

今回のWTO交渉において、日本は食料・農産物に対する輸出規制(禁止)について規律を設定すること(現在は輸出国が輸出国の判断で簡単に輸出禁止をかけられる。これにきちっとした規律をかけ、安易に輸出禁止ができないようにすること)に努力を傾けてきた。しかし、途上・輸出国を含む輸出国の反対の前にルール化しえない。一〇年間以上のWTO交渉において実現でき

ないでいるものが、わずか一年そこそこのTPP交渉で実現できるわけではない。

3) 環境・エネルギー基準の調和

日本の環境・エネルギー基準への調和を考えているのである。しかし、オバマ政権の第一日目(二〇〇九年)においてオバマ政権の提起した地球温暖化防止法(気候枠組変動対応法)は、議会における反対が多く成立し得なかった。それは、アメリカ社会が、全体としては、そうした環境保護政策が必要という認識に達していない状況を反映するものであった。二〇一〇年一月の中間選挙における共和党の伸長は、環境政策に慎重な方向を一層強めている。こうしたアメリカの現実を踏まえるならば、TPP九カ国における環境・エネルギー基準を現行のアメリカよりも一段高い基準に調和させることは困難であり、現実的な目標たりえない。

4) 投資協定にない要素

具体的に何を指すのか、不明である。日本は、TPP9のほとんどの国と投資協定を結んでいる。また、TPP九カ国をはじめ、東南アジアの国に対する日本からの投資は極めて活発である。そうした日本からの投資に対する障害問題があるということは聞かれない。

このようにしてみると、物品以外の分野において日本政府がTPP交渉参加の目標として上げているものは、

表10 中国とアメリカ：日本の貿易額(輸出入額)と総額に占める割合(2004、2009)

国	2004		2009	
	億 円	%	億 円	%
中 国	18 兆 1,900	16.5	21 兆 6,700	20.5
アメリカ	20 兆 4,900	18.6	14 兆 2,500	13.5
総 額	110 兆 1,800	100	105 兆 7,200	100

資料：財務省ホームページ

根拠が乏しく、著しく具体性に欠けている。交渉に参加して得る獲得目標がほとんどないに等しいのである。

12 東アジアにおける発展戦略…中国を含めた経済連携を進める

政府は、「TPPの意義は、アジア太平洋の成長を取り込むことにある」⁽⁹⁾としている。

しかし、成長センターである中国は、緩やかな自由化を望んでおり、TPP交渉に入ることはしない。途上国への配慮を強く求めるインドネシアもTPPに参加しないであろう。

六年前(二〇〇四年)の日本の貿易(輸出入総額)相手国のトップはアメリカ(二〇兆四九〇億円(全体の二八・六%)であり、中国一兆一、九〇〇億円(二六・五%)が第二位であ

った(表10)。

二〇〇九年の日本の貿易相手国のトップは中国二兆六七〇〇億円(二〇・五%)である。アメリカ一兆四兆二五〇〇億円(一三・五%)は第二位に後退している。しかも、アメリカとの貿易額は六兆二、四〇〇億円(約三割)も減少しているのである。

今や、中国との貿易はアメリカをはるかに上回り、その中国のGDPは日本を上回るに至っている。その傾向が今後さらに進んでいくことは、確実である。

TPP交渉に入ることは、アメリカとの関係を軸にして東アジア―APECの経済的将来を構築するということになろう。成長センターの中国を除いたTPPでいいのだろうか。

中国をふくめた経済連携「ASEAN+3」、「ASEAN+6」、「日中韓」、「日中」、の経済連携を充実させ進めていく。この方向で、アジアにおける日本の発展を展望すべきではないだろうか。五月に締結が見通されている日中韓の国際投資協定(知的所有権を含む)はその一步になると考えられる。

13 「農業再生」の方向

(1) 競争力がある農家⇨専業的農家・経営体

「食と農林漁業の再生実現会議」において、六月を目

表11 稲作・販売農家(1)：5 ha以上層の数と面積シェア (2005)

米・作付規模 (h a)	販 売 農 家 数		米・作付面積	
	万 戸	%	万 h a	%
10 h a 以上	1.8	1.1	16.9	11.3
5-10	4.0	2.4	17.0	11.4
合 計	5.8	3.5	33.9	22.7
総 数	165.7	100	149.4	100

注1) 経営面積30a以上、または、年間・農産物販売額50万円以上の農家。

資料：服部信司『米政策の転換』農林統計協会、2010、6頁。

途に「農業再生」の基本方針を決定するとされた。

「農業再生」で強調されているのが、「競争力があり、生産性の高い」担い手を育てていく」ということである。こうした「担い手」とは、基本的には、専門的

農家（経営体）―農業所得で生計の基本を賄うる農家、そうした所得を経営者や基幹的従事者に出しうる経営体（法人組織・集落営農組織）―であろう。

(2) 水田農業における競争力強化・規模拡大の展望

問題の焦点は、専門的農家を表す「主業農家」（農家所得の過半が農業所得で、六五歳未満の農業従事者六〇日以上の者がいる農家）が三八%にとどまっている水

田農業である。その水田農業における専門的農家（水田作付面積5ha以上）は、二〇〇五年センサスにおいて約六万、その米・作付面積三三・九万haは全体の二三%にとどまっている（表11）。

水田農業における競争力強化⇨規模拡大は、現にある5ha以上層の規模を拡大していくことと共に、この5ha以上の専門的農家の数を増大させていくことを通して実現される。

水田農業における担い手形成の目標は、現行六万からい専門的農家（水田作付け規模5ha以上）を数倍（一五万―二〇万）に増やし、その米作付面積を全体の太宗⇨七割以上に高めることと展望される必要がある。

(3) 基礎としての戸別所得補償

経営面積を拡大するには、それに伴い、機械・設備を大型化する、労働力を増やす、経営活動を拡大することなどが必要となり、そのための投資が必要となる。規模拡大は規模拡大投資の結果生まれるのであり、投資は資金（所得）があつて初めて可能になる。

この一〇年間、貸しに出されている土地は増えても、それを借入れ規模拡大に結び付けることが不十分であった（規模拡大があまり進まなかった）のは、借りての側に土地を借入れ規模拡大に結び付けるための条件（資金）が形成されていなかったからである。

二〇一〇年に導入された戸別所得補償は、生産費の一定の水準（六〇kg一万三七〇〇円・過去三年間の平均販売価格一万二〇〇〇円よりも一七〇〇円高い水準）で米の所得を保障しようとするものであり、所得の減少に歯止めがかげられなかったこれまでの経営所得安定対策の問題点を打開する制度になっている。戸別所得補償・生産調整への参加者が一五四万八〇〇〇戸（参加率八八％）、参加面積が一〇八万ha（同七六％）に達し、いづれも前年を上回ったのはその結果である。

今後、稲作における専門的農家の増大を展望して行く場合、戸別所得補償制度が基礎とされる必要がある。

(4) 広範な規模拡大を促しうる所得補償の制度に

米・戸別所得補償制度には、二〇一一年度から導入される畑作所得補償制度（その補償基準は全算入生産費）とは異なり、補償の基準が「経営費＋家族労働費の八割」とどまっているという不十分性がある。

水田農業の「再生」に問われているのは、少なくとも、米・戸別所得補償制度における補償（保障）基準を「経営費＋家族労働費の一〇割」とし、平均規模（米・作付面積）一・二ha以上の農家に、投資に向けての資金が形成しうる条件を作り出すことである。「農地の集約化や新規取得・利用に向けての設計」等は、この上に、考えらるべきものであろう。

注1) 二〇一〇年一月二日のソウルにおける日-EU首脳会

議において、EPA交渉について、二月を目途に高級事務レベルにおけるハイレベル協議を開くこと、二〇一一年・年明けに関係閣僚会談による準備協議を行なうことで一致した。日本は、「非関税障壁についての作業も加速させる」と述べたと報じられている（日本経済新聞、二〇一〇年一月一三日）。しかし、EUの態度は硬いといわれる。「EUの自動車産業界が日本との貿易自由化に利益を認めていない」（日本農業新聞、二〇一一年二月二日）からである。

注2) 民主党 APEC・FPA・FTA対応検討委員会「経済連携についての提言」。

注3) 首相官邸「包括的経済連携に関する基本方針」。

注4) この文言は、外務省が農林水産省の反対を押し切って入れたものといわれる。日本農業新聞。二〇一〇年一月一〇日。

注5) 注6)、注7) 朝日新聞、二〇一〇年一月二三日。

注8) 石川幸一「環太平洋戦略的経済連携協定(TPP)の概要と意義」、(財)国際貿易投資研究所「国際貿易と投資」No. 81、二〇一〇、秋号。

注9) 注10) New Zealand Ministry of Foreign Affairs and

Trade, Trans-Pacific Economic Partnership Agreement.

注11) I. F. Ferguson & B. Vaughn, The Trans-Pacific Partnership, Congressional Research Service, Nov. 1,

2010, p.2.

注12) I. F. Fergusson & B. Vaughn, op. cit., p.8.

注13) チャールズ・レイク (C. D. Lake) : 元アメリカ通商代表部
日本部長、「平成の『黒船』来ていない」、朝日新聞 二〇一〇年十一月四日。

注14) この場合の「品目」とは、WTO協定の関税譲許表に載っているもの（関税率が特定されているもの）≠タリフラインのこと。ちなみに、米の場合、タリフラインは、粳、玄米、精米、破米など二〇数ラインを超す。

注15) 朝日新聞、二〇一〇年二月九日。

注16) 米―韓FTAにおいて、アメリカの軽トラック関税二五％は、米―韓FTA発効後八年間は維持され、九年後一二・五％になり、一〇年後に撤廃される。アメリカの自動車関税二・五％は四年間維持され五年後に撤廃される。

注17) 日本農業新聞、二〇一一年一月二三日。

注18) アメリカのアンチ・ダンピングの手法は「ゼロイング」と言われる。これは、アメリカで販売されている外国製品の価格のうち、輸出国の国内価格を下回る場合（A）があれば、輸出国の国内価格を上回る場合（B）があっても、それはカウントされず、Aのケースだけでアメリカの被害金額が計算されるといふもの。ゼロイングはWTO協定違反とされた。

注19) 内閣府『包括的経済連携に関する基本方針について』平成二二年一月六日、一一頁。

貿易政策としても誤っているTPP参加

東京大学教授 谷口 信和

TPP参加はこれからの貿易・経済政策としては正しいが、他方で構造改革が遅れた国内農業は防波堤を抜きにした国際競争の荒波に直接さらされることになるから、足腰を強化する対策を早急に打たねばならない。それがTPP参加推進論の基本姿勢・基本方針であろう。

だが、TPP参加は「貿易政策」としても間違っている、これが本稿で明らかにする論点である。つまり、TPP参加は二〇一〇年三月に閣議決定された食料・農業・農村基本計画に基づく食料自給率向上・国内農業振興の基本路線とは相反するものであって、一層の自給率低下を導き、食料安全保障を脅かすだけでなく（注）、今後の日本が採用すべき貿易政策の方向としても誤っているというのが本稿での問題提起ということになる。

1、TPP問題に対する基本的な立場

(1) TPPをみる基本的視点…三つの表現型

やや異例ではあるが、最初にTPP問題をみる上での基本的な視点を述べておきたい。

第一は、歌集『サラダ記念日』でお馴染みの、

「嫁さんになれよ」だなんて

カンチューハイ

二本で言ってしまったいいの（俵万智）

という短歌になぞらえていえば、

「TPPに参加しよう」だなんて

菅チューハイ

二本で言ってしまったいいの（ちょっと待ち）

ということである。

そして、第二は、TPPの実態は決して「尊農開国」ではなく、「損農壊国」とならざるをえないが、求められるのは「尊農改国」だということである。

以上から、第三に、TPP参加に対する審判Ⅱ結論は、「お客様に申し上げます。発車間際の駆け込み乗車は

大変に危険です。どうかおやめ下さい。無理をせず、次の電車をお待ち下さい。」ということになる。

(2) TPPの問題点

また、内容に即してTPPの問題点を箇条書きで予め示せば以下のようになる。

①余りに唐突・拙速であり、とても中長期の国家戦略とは思えない。

②情報がほとんど開示されていない中での選択であり、「不都合な真実」が多すぎる可能性が大きく、とても信用できない。

③現実Ⅱ実態を踏まえた貿易・国家戦略とはいえず、アメリカの国際戦略への単なる迎合にすぎないのではないか。つまり、貿易戦略としても間違っている。

④食料・農業・農村基本計画、二〇一一年度予算に盛り込まれた農業者戸別所得補償制度の基本路線とも大きく異なっており、選挙マニフェストから離脱するのか、マニフェストを発展させるのかが問われている。

⑤開国VS鎖国、貿易立国VS農業、といった時代錯誤の選択肢が示された小泉構造改革劇場の第二幕にすぎないものである。

ここから明らかなように、本稿はここでの第三の論点を少しだけ深めて検討しようとするものである。

2、TPP参加促進の論理と非論理

(1) TPP参加の論理

さて、去る二月二六日から始まった国家戦略室主催の「開国フォーラム」平成の開国と私たちの暮らし」は全国九箇所での開催を予定していたが、さいたま市、金沢市、仙台市で開催された直後に三・一一東北関東大震災が勃発し、以後の開催は全て中止となった。

また、三月中にTPP参加問題と食と農林漁業の再生に関する中間整理を行うという方針も先送りされている。こうして、大地震・大津波・原発事故のトリプルパンチに見舞われた日本の経済社会は未曾有の危機に直面して、当面のTPP参加促進、あるいはそのための意志決定が遅れることが不可避となった。

だが、自公政権から民主党政権に移行して、新自由主義的改革路線が根本的に転換したかといえば決してそうではない。とくに、菅政権になってからは新自由主義的な経済政策への回帰が顕著になっており、TPP参加問題はその最たるものの一つである。であればこそ、大震災からの復旧・復興へと進む過程でいつでもこうした考え方が復活する可能性があるものと受け止めるべきである。そこで、改めてTPP参加促進の論理を吟味しておくことが必要であり、開国フォーラムで提示されたパワ

ーポイント資料によって簡潔に整理すれば以下のようなになるだろう。

- ①日本は高齢化の進行、人口減少により国内市場が縮小する。
- ②したがって、今後の経済発展のためには外需が重要である。
- ③今後の世界経済の成長センターはアジアにあり、巨大な消費市場が誕生する見込みである。だから、これらの国々と高いレベルの経済連携が必要である。
- ④しかし、WTO交渉が停滞する中ではEPA/FTAの積極推進が不可欠である。にもかかわらず、日本の対応は韓国に遅れを取っており、韓国の対米・対EUのFTA締結により、日本は韓国に市場を奪われる可能性が大きくなっている。
- ⑤こうした中でFTAAP（アジア太平洋自由貿易圏）実現が中期的には有力な経済連携の道筋であり、そのための最も重要な一歩として、二〇一一年一月締結を目的としてTPP交渉が進んでおり、これに日本が乗り遅れると大変なことになる。
- ⑥たしかに、TPPに参加すれば、国内農業に甚大な影響があるが、参加しなくとも国内農業は存亡の危機に直面している。むしろ、TPP参加を契機として強い農業づくりのプラン作成を急ぎ、輸出できる

農業に転換することが大切である。今、日本はまさに平成の開国という大事業に直面しているのである。

たとえば、この資料のスライド二九には「日本の優れた技術の海外展開の促進」が指摘され、都市鉄道や高速鉄道に先んじて「原子力発電所」が掲げられているなどといった点は、現在の状況を考慮すれば真っ先に再検討が求められざるをえない。しかし、そうした枝葉末節の点ではなく、基幹の貿易政策のところに論理的な飛躍＝非論理が存在していることを指摘せねばならないのである。

(2) TPP参加の非論理

順番に吟味していこう。

1) 人口減少と高齢化はどうにもならないことか

まず、①だが、一見明解にみえるこの説明は三つの点で問題を含んでいる。第一は、人口減少の見通しに対して、無条件にこれを前提にしてしまっていることである。ヨーロッパの先進国の多くが人口減少・停滞から脱して増加に向かっていることにごくまで学び、我が国における人口増加への転換の可能性を探ったのだろうか。大きな疑問なしとはしないからである。それは単に人口の増加といった数量的な問題ではなく、人口増加に結びつきうるような、出生率の上昇↑結婚率の上昇↑女性の

労働・生活条件の大幅改善↑社会の多様な局面における男女平等の実現、といった一連の課題解決を背後に有する問題だからである。この問題は高齢化とも、人口減少とも関わりなく独自に解決を求められる、日本社会が直面する重要な歴史的課題であるといつてよい。

第二は高齢化の進行を「厄介」で「面倒」なものと捉える視点の問題である。高齢化とは長寿化に他ならず、本来は喜ぶべきものであるはずである。少なくとも近代社会や福祉国家では「檀山節考」―姥捨て山の思想は克服されるべきものであった。にもかかわらず、ここには高齢化を肯定的かつ積極的に捉える視点は希薄である。

それでは高齢者は常に自らの将来に不安を抱かざるをえず、かつての蟹江きんさん・きんさんのように、TVやコマーシャルで大活躍してお金を稼いでも、決して使わずに「老後に備えて貯金する」といった行動をとらざるをえなくなる。これでは高齢化とは「金が回らない」経済と同義語になってしまうだろう。高齢者が安心して暮らせる社会の実現、それこそ高齢者が有する余裕資金を経済循環に回させる基本的な条件なのである。

第三は高齢化の進行と人口減少が国内市場の縮小につながる点である。これも何とはなしに当然のようにみえる命題であるが果たしてそうであろうか。食べ物をとってみれば、高齢者は若者のようには沢山は食べな

いから、需要が減少するということができる。しかし、それはあくまで物量ベースでの発想にすぎない。より高価格で、今までにはない多種類の食料に消費の幅が広がるとすれば、需要はむしろ増加するとさえいえる。そして、高齢者は「意外に」お金を持っているのである。そうでなくては、「おれおれ詐欺」に高齢者がひっかかる原因はない。高齢者に相応しい新たな需要こそ、これからの日本社会の経済発展にとって重要なものに他ならない。

2) 外需ではなく内需主導型経済こそが必要

ところで、朝日新聞を始め、大マスコミはTPP参加に異常なほど熱心に論陣を張っていた。しかし、大震災を経た三月二五日の朝日新聞の社説「日本経済の試練」は大きく論調を変えることになった。それは好ましいことではあるのだが、何かしつくりとこないものがある。まずは言わんとするところを正確に引用しておこう。

「今、私たちの社会と経済の全体が壮大な省エネ改革を突きつけられているといえる。同時に、全国規模で震災に強いまちづくりとエネルギー転換への息の長い挑戦が幕を開けることになろう。・・・震災に強く、環境に優しい国土と社会の建設は、膨大な投資需要を生む。雇用と消費の拡大を通じて経済の活性化をもたらす。それはまた、日本を世界に誇れる先進経済モデルにすること

につながっていく。」

ここでは、先の②で主張されていたような、外需がこれからの日本経済を牽引するという見方は棄却され、「震災に強く、環境に優しい国土と社会の建設は、膨大な投資需要を生む」という表現で、内需主導型経済への壮大な転換が謳われているとみられる。だが、震災に強いまちづくりに対する要請は今回の大地震を契機にして初めて生まれたわけではなく、これまでも十分にあった。それを考えれば、国内には膨大な投資需要が存在していたというべきであろう。

今回も、東北や北関東の大惨事の陰に隠れているが、たとえば千葉県浦安市の埋め立て地で発生した液状化現象はライフラインを切断し、新興の「高級住宅地」を一挙に危険地域に陥れた。液状化現象は一九六四年の新潟地震で初めて本格的に観察されたものだが、一九九五年の阪神・淡路大震災でも神戸市のポートアイランドで発生し、大きな被害をもたらしている。にもかかわらず、東京から千葉にかけてはウォーターフロント開発という効率性を追い求める都市開発の中で、こうした過去の教訓を十分に活かすことなく、まさに「砂上の楼閣」として高級住宅街が建設されていたのである。そこには「震災に強いまちづくり」という思想がどこまで貫いていたのかは甚だ疑問である。

こうした面からも日本には膨大な内需がもともと存在しており、それに依拠した経済発展の方向が模索されて然るべきだったである。また、世界でも有数の高齢化社会への早期到達は高齢化社会に求められる新たな需要の創造と供給体制の構築によって、新たな経済社会発展の道筋を世界に提起する有力な機会でもあると認識すべきだといつてよい。そうした大きな枠組みの上で、内需に依拠した国内経済発展を中国などアジアの経済発展と結びつながら構想することが求められているのである。

3) アジア・中国の経済発展を取り込むとはどういうことか

さて、先の③の指摘は誰にも異存のないところである。だが、全く理解不能なのは中国（アジア）の経済発展を取り込んだ日本経済の発展の道筋を考えるべきだという提起がなぜ、中国や韓国といったアジアの成長センターを除外したTPPへの拙速な参加要請となるのかということである。それはFTA/EPAといった二国間（バイラテラル）の経済連携やその延長線上のTPPは常にそれに参加しない国々を除外する「排他的な優遇措置」を締結することに本質があることをどうみるかという点に関わっている。つまり、WTOにおける加盟国の「全員一致」と「無差別原則」とは異なって、TPPは「この指止まれ」で合意した諸国間だけに通用する、他に対

する「差別性」を有した協定であることから、非加盟国との関係に悪影響を及ぼす可能性が極めて大きいからである。中国の経済発展を取り込むという提起とTPP参加の提起(④と⑤)との間には全く論理的な整合性が無いといわざるをえない。そして、重要なことは「中国の経済発展を取り込む」ためにはTPPへの参加はむしろ阻害要因になりかねないという事実である。

そこで、項を改めて日本の貿易構造のこれまでの推移・現状と今後の見通しという視点から、中国など東アジア諸国との経済連携を發展させることの意義を明らかにし、TPPへの拙速な参加が日本の貿易政策を誤る可能性が大きいことを指摘しよう。

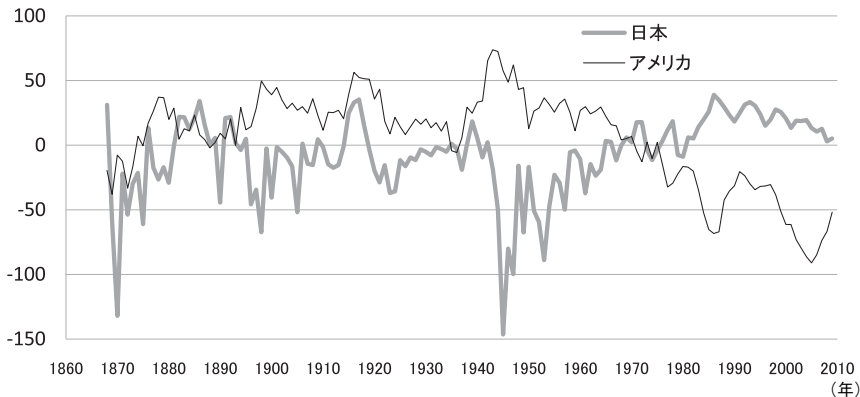
3、戦後日本の貿易構造の質的な転換点

(1) 日米経済摩擦を通じた日本経済の発展

図1をご覧いただきたい。これは暦年の日本とアメリカのそれぞれの貿易収支を輸出額で除した比率の推移を示したものである。貿易の黒字・赤字幅が輸出額とのどのような比率関係にあるかは輸出力の強さを端的に示す指標だといってよいだろう。

これによれば、第一に、第二次大戦後の日本の輸出力の増大(減少)過程は同時にアメリカの輸出力の減少(増大)過程でもあって、絶対値はともかく、両者は見事な

図1 輸出額に対する貿易収支比率(%)



(出所) 谷口信和「21世紀日本の農業と農政」[SCIENTIA] No.10、2001年に基づき拡充。

までに線対称の関係を形成してきたことが明らかである。つまり、日本の貿易はアメリカとの貿易関係によって基本的に規定され、アメリカによって「稼がせてもらう」構造の形成過程でもあった。

そして、第二に、ほぼ一九七〇～八〇年ころを転換点として日本は恒常的な黒字基調に、アメリカは恒常的な赤字基調に移行し、両者の関係が逆転したまま、一九九〇年頃まで線対称のままの関係が深化したといえる。

しかし、第三に、一九九〇～九五五年頃を転換点として日米の線対称関係は大きく崩れ、両者の貿易収支比率は「独自に」決定される局面に移行しつつあることが示されている。つまり、日米が相互に第一の貿易パートナーである時代が終焉したのである。

また、第四に、とくに二〇〇〇年以降、日本の貿易収支比率は急激な低下局面に入りつつあり、近い将来の赤字化が見通される様相となってきた。

以上の日米貿易関係の歴史とは、いうまでもなく軽工業段階から重化学工業段階、マイクロ・エレクトロニクス工業段階への移行という日本の工業化の歴史でもあり、繊維↓鉄鋼↓カラーTV↓自動車↓VTR↓半導体と続く日米貿易摩擦の歴史でもあった。しかし、個々の製品をめぐる貿易摩擦の段階はほぼ一九八〇年代には終焉し、一九八九年の日米構造協議以降は徐々に包括的な

経済政策におけるアメリカ方式への同調を求められる局面に移行しつつあるとみてよい。それはまた、商品貿易を通じた日米関係が成熟段階に到達し、国際収支の上では相対的に大きく後退し、資本取引関係に重点が移ったことを意味している。

(2) 一九九〇年以降の貿易構造の転換Ⅱ中国の台頭と

日本

以上の事実を日本の輸出入貿易における地域別シェアの視点からみたのが、**図2**、**3**である。

図2によれば、第一に、日本の輸出貿易上のアメリカのシェアは第二次大戦後一貫して二〇%を超え、一九八五年前後に三五%でピークとなったが、その後急激に低下して、二〇〇八年には二〇%を切るに至った。

第二に、アメリカの地位低下を補うべく一九八五年以降はEC(EU)のシェアが拡大し、欧米のシェアが合計で五〇%前後を占める構造が形成されたものの、二〇〇〇年前後からはアメリカ・EUともにシェアの後退がみられ、これに取って代るよう中国が台頭してきた。

第三に、中国は二〇〇〇年頃までは五%のシェアに止まっていたが、それ以降急速にシェアを伸ばし、二〇〇七年にはEU、二〇〇九年にはアメリカをも抜いて日本の第一の輸出貿易パートナーの地位に躍り出ることになった。欧米と中国の趨勢は極めて対照的である。

図2 日本の輸出貿易の地域別シェアの推移(%)

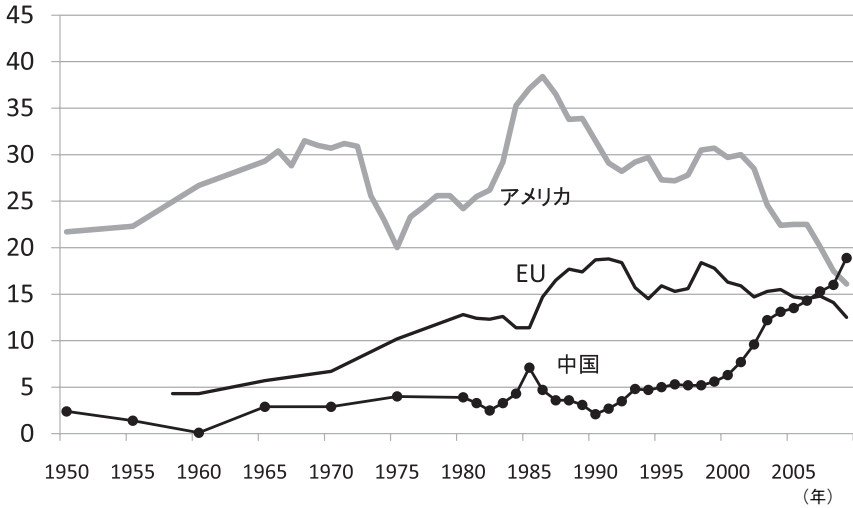
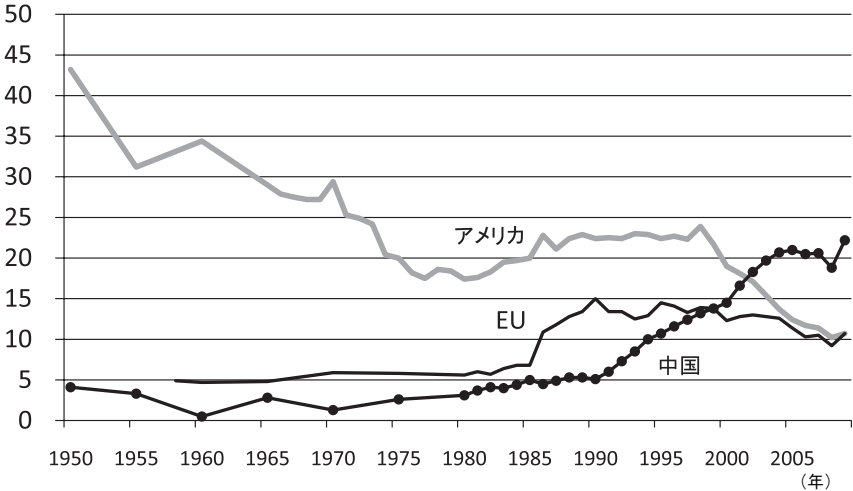


図3 日本の輸入貿易の地域別シェアの推移(%)



(出所) 日本関税協会「外国貿易概況」などによる。

次に、**図3**によると、第一に、輸入貿易地域としてのアメリカの地位は一九五〇年頃の四〇%前後から一九七五年頃には二〇%台にまで低下したが、背景には中東からの原油輸入の増大があった。その後のアメリカの地位はほぼ二〇〇〇年頃まで二〇%台で安定していたことが注目される。

第二に、EC (EU) はここでも一九八五年以降、シェアを伸ばし一五%に達して、欧米で四〇%を占める構造が形成されたが、この構造は輸出貿易よりは七年ほど早く中国の台頭によって崩れることになった。

すなわち、第三に、日本の輸入貿易地域としての中国の地位は、輸出貿易地域としての地位よりも一〇年ほど早く一九九〇年頃から上昇を始め、一九九七年にはEU、二〇〇二年にはアメリカをも追い越して、首位の座を占めることになった。

これらの事実から示されるのは、今日では中国を中心としたアジアが日本にとっては輸出入の両面で第一の貿易パートナーとして成長しているということであり、この趨勢は今後強まりこそすれ弱まる可能性は極めて低いということである。

(3) 日米貿易から日中貿易へ

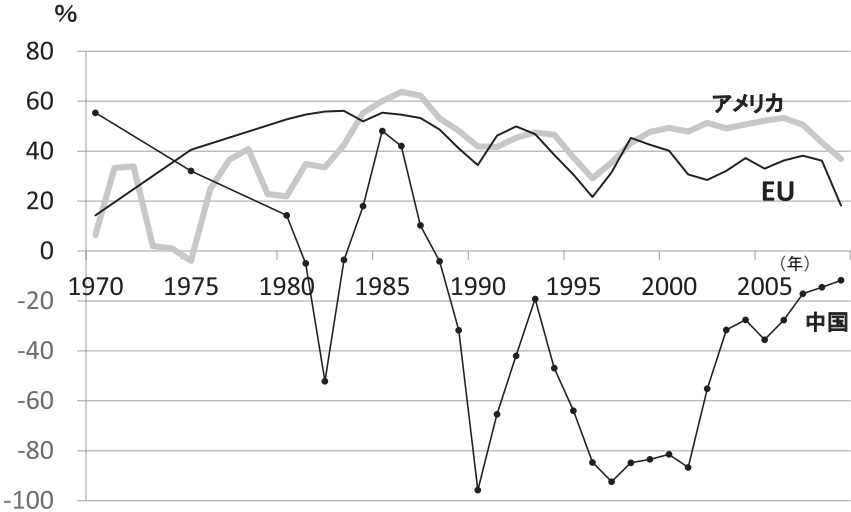
以上は輸出入を独立に考察したもののだが、貿易関係において収支のあり方が重要な意味をもつことはいま

でもない。そこで、**図4**に、日本とアメリカ・EU・中国との間の貿易収支額を日本からの輸出額で除した貿易収支比率を示してみた。

これによれば、第一に、日本と欧米との関係は、日本からの輸出額の四〇%前後に当たる出超が恒常的に支配する構造となっていることが明らかである。つまり、日本の集中豪雨的な輸出が常に経済摩擦を惹起する構造の存在がそれである。にもかかわらず、こうした構造が維持されてきたのは自動車に典型的にみられるように、欧米における現地生産の拡大が一定程度進展し、一層の出超拡大を通じた経済摩擦拡大を抑制する動きが定着してきたからに他ならない。このことはTPP参加によって、アメリカとの間でとくに新たに貿易関係が深化する条件が乏しくなっていることを示すといつてよい。つまり、TPPのメリットは必ずしも大きいとはいえないのである。

第二に、これとは対照的に日中関係は大きな転換の局面に入っていることが確認できる。すなわち、ほぼ、二〇〇〇年頃までは日本の入超が深化する傾向で推移してきた関係は収支均衡に向かって大きく改善し、まもなく均衡に到達することが見込まれる状態となったからである。つまり、入超により「中国の脅威」を感じる局面から、「中国との互恵性」を共有できる局面へ日本からの輸

図4 対各国輸出額に対する貿易収支比率(%)



(注) 日本と各国の間の貿易収支額を輸出額で除した割合を示した。

(出所) 財務省貿易統計により作成した。

出の増大局面への移行がその内容となる。

以上の事実は表1に示されるような商品貿易における品目構成の推移に集中的に表現されている。一九九〇年と二〇〇九年の比較から明らかのように、日本とアメリカとの間の商品貿易は品目の種類やシェアにおける変化はほとんどなく、貿易関係が極めて成熟していることを示している。換言すれば、もはやこれ以上の増大や変化が望めない段階に到達しているということができるのである。

これとは対照的に、日中関係は重大な転換が看取される若々しい関係である。たとえば、中国からの輸入品は一九九〇年には衣類一九・八%や原油一八・九%といった古い産業の製品や原料が多かったが、二〇〇九年には機械類だけで三七・九%（一九九〇年にはわずか三・七%にすぎなかった！）に達する重大な転換がもたらされている。

反対に、中国への輸出品も一九九〇年には鉄鋼が一七・三%を占めていたのに対し、二〇〇九年には鉄鋼が五・九%にまで後退し（中国自身の鉄鋼生産の飛躍的な拡大が背景にある）、機械類が四二・七%へと一層増加しているほか、自動車部品といった新たな品目が登場してきている。

このことは中国の工業化が急速に進展し、多様な部門

表1 日中・日米貿易構造の変化(1990~2009年)

1990年		中国への輸出品		2009年	
シェア	%			シェア	%
39.6		機械類	機械類	42.7	
17.3		鉄鋼	鉄鋼	5.9	
5.2		織物類	自動車部品	5.4	
3.8		有機化合物	有機化合物	5.4	
3.5		プラスチック	プラスチック	5.1	
69.4		小計	小計	64.5	
1990年		中国からの輸入品		2009年	
シェア	%			シェア	%
19.8		衣類	機械類	37.9	
18.9		原油	衣類	17.1	
3.7		機械類	がん具	3.3	
3.0		石油製品	金属製品	3.2	
2.9		鉄鋼	はきもの	2.6	
48.3		小計	小計	64.1	
16.0		食料品	食料品	5.6	
1990年		アメリカへの輸出品		2009年	
シェア	%			シェア	%
45.1		機械類	機械類	37.0	
25.6		自動車	自動車	25.8	
5.9		自動車部品	自動車部品	5.9	
4.9		精密機械	科学光学機器	2.8	
2.5		鉄鋼	航空機部品	2.1	
84.0		小計	小計	73.6	
1990年		アメリカからの輸入品		2009年	
シェア	%			シェア	%
24.7		機械類	機械類	28.6	
5.6		木材	航空機類	6.7	
5.5		航空機	科学光学機器	5.5	
2.1		アルミニウム	医薬品	3.7	
2.1		有機薬品	有機化合物	2.1	
40.0		小計	小計	46.6	
20.2		食料品	食料品	22.9	

(注) 食料品は概況品であり、たばこや飼料穀物を含んでいる。

(出所) 財務省貿易統計による

の成長がみられることの反映であり、日中の貿易関係が原材料と完成品の交換を軸とした垂直的な関係から、半製品と完成品のやりとりを含む水平的な関係に着実にシフトしつつあることを如実に示すものである。

まさに、ここにこそ日中間の貿易関係が飛躍的に拡大する可能性が潜んでいるといえてよい。また、先の鉄鋼の対中国輸出シェアの後退にみられるように、重厚長大

アを軸として、まずはASEAN十三の枠組み構築から出発すべきなのである。

(註) TPP参加が食料自給率問題に及ぼす影響については、谷

口信和「食料自給を放棄した例外国家への道を突き進むのかTPPへの対応で問われるニッポンの国家の「がたち」農文協編『TPP反対の大義』二〇一〇年二月、八一〜八六ページ参照。

産業部門では中国の比較優位性は日進月歩で高まっているものと考えられる。であればこそ、日本は先に高齢化社会に突入したという先進性を活かして、最先端の産業部門への特化を進めつつ、中国を先頭とした東アジア諸国との貿易経済関係を強化する方向に大きく舵を切らねばならないのである。

とくに日本が一九七〇年代の低成長長期への転換過程で公害除去技術や省エネ技術開発において有した先進性を対中国投資の枠組みの中で今一度発揮することが求められているといえよう。こうした観点からも中国を除外したTPPへの拙速な参加は百害あって一利なしというべきではないだろうか。換言すれば、日本の貿易政策は東アジ

国の仕組みからTPPを考える

早稲田大学政治経済学術院教授 堀口 健治

1、TPP（環太平洋戦略的経済連携協定）をめぐる議論・反論

ようやく議論に必要な情報が民間の努力もあって提供され始めた。書籍は、新書版でも、中野剛志『TPP亡国論』（集英社）や廣宮孝信『TPPが日本を壊す』（扶桑社）がこの三月に刊行されたし、ホームページもJC総合研究所と農林中金総合研究所がそれぞれ有益な情報を掲載している。

日本医師会は一月の記者会見で、規制について広く議論の対象とするTPPが日本の公的医療保険の崩壊をもたらしかねない、とする憂慮を表明した。それは、TPPに後から加わったものの今やそれを仕切る米国が、長年にわたって日本の医療市場に市場原理の導入を求めた（例えば二〇〇一年小泉政権への年次改革要望書）事実があるからである。最近では二〇一〇年にオバマ政

権が外国貿易障壁報告書で、日本の医療サービス市場を外国企業に開放することを求め、これらの流れで、総合特区などを利用する規制緩和が日本でも進んで来た。そしてTPPが契機となり、国民皆保険制度の根幹が危うくなる、日本の医療が危機にさらされる恐れがあると日本医師会は表明したのである。

一月の川田龍平議員による参議院本会議での質問は、こうした事実を背景にした鋭いものであった。例外なき自由化を目指すTPPは、医療の市場化・商品化を招き、混合診療の全面解禁など、医療が儲けの対象になることを憂慮した質問だったが、元厚生大臣の菅首相の答弁はそれにまともに応えるものではなかった。

米国と二国間FTAをすでに結んでいる豪州は、米国の要求で自国の医薬品給付制度を変えざるを得なかった。国民が安価に医薬品を購入できるように、卸売価格を政府が決め、患者が払う小売価格との差額を政府が負

担する仕組みだったが、知的財産権による発明価値の保護を理由とする米国の要求を受けて、高い価格設定の薬品群を別途設けることになったのである。

そうした米国の行動から考えると、二月末に開かれた日米経済調和对話の事務レベル会合で示された、米国の規制緩和の要望事項もそれと同じ流れの中にある。日本の厳しい食品残留農薬基準の緩和や科学的根拠のある標準の導入を有機農産物の表示制度に求めたり、通信事業者への周波数割り当てに競売方式を導入することなど、一〇分野にわたって改革を求めらるもので、二〇〇八年まで続いた規制緩和や構造改革を要求する米国の年次改革要望書の復活に見えるのである。

農業関係でいえば、BSE（牛海綿状脳症）の問題に絡んで、日本が実施している米国産牛肉の輸入制限の解除をTPP参加の条件にすべきだとする、米国上院議員の動きも注目に値する。日本は、若齢牛でも感染事例が確認されており、そのため月齢二〇か月以下に輸入を制限している。国内産の出荷された牛は今でも府県の負担で全頭検査を継続しているが、そうした仕組みそのものに規制緩和を求めらるものにならう。

2、米韓FTAにみる米国の要求

こうした米国の緩和や構造改革の要求が具体的にあら

われたものとして、米韓FTAがあると考えられる。

二〇〇七年に両国の間で結ばれた米韓FTAはブッシュ政権下のものであったが、両国の議会が批准する状態に至らなかつた。これを、オバマ政権は七万人の雇用増・輸出倍増計画に結びつくものとして再交渉を進め合意に至ったが、米韓FTAをめぐる韓国の捉え方を見ておこう。

二〇〇七年当時、論点はいくつかにわかれていたが、その内、「投資者―国家」との仲裁手続き（ISD）はとりわけ熱い議論となつたようである（叙・李編『韓米FTAと韓国経済の危機』の第四章「投資者―国家の紛争制度と韓国の公共政策および産業政策」見洋書房二〇〇九年）。九〇年代初めの北米自由貿易協定（NAFTA）で初めて生まれたこの制度は、米豪FTAでは、豪州側の世論の反対によりこれに関する条項が削除された。世界銀行傘下の国際投資紛争解決センターという仕組みを通じ、主権国家と投資家との紛争に関わらせらるようにしたものだからである。

これは国家の主権を投資家の利益を侵害しない程度に制限することになり、投資の資産価値を減少させる事象を、国による間接的な収用に匹敵するものと理解され、賠償の義務が課されうる恐れがあるのである。仲裁手続きの性格がそのように位置付けられているのである。

これが今回の米韓FTAでは投資（第一章）として規定されてしまった。投資家が国内の法廷での議論を経ることなく、相手国政府を訴えることが可能な仕組みを入れ込んだとされている。米国がこだわったのだが、韓国から見ると、韓国に投資した企業が、韓国の政策によって被害を受けたと理解した場合は、国際投資紛争解決センターに提訴できる仕組みなのである。例えば、米国の民間医療保険会社が韓国の公共制度である国民医療保険制度のために営業が成り立たないとして、米国政府に対して韓国を提訴するように求める可能性があり、それが乱用されることに懸念を抱く人が多い。すなわち韓国の公的な健康保険制度がガンに対する保障を強くした場合、米国系の保険会社が政府に損害賠償請求の訴訟を提起できる可能性がある。民間医療保険市場の縮小を政府の間接収用とみなし、ISDの仕組みが使われることが心配なのである。

韓国は今でも拡大してきた民間医療保険が、この仕組みでは公的な健康保険制度の展開をさらに妨げることになる恐れがあると、心配されているのである。

そして、その他の条項でも韓国の主権が侵害されていないか、依然として議論が続いている。

3、為替レートと米国の輸出戦略

現状は異常な円高が続いているが、こうした状況はオバマ大統領が再選の戦略にしている輸出増加・雇用拡大に有利に働く。そのうえで、日本が関税を撤廃すればその目標に近づくことになる。そうした米国の戦略の材料として、TPPは位置付けられているであらうし、日本にはデフレがさらにもたらされることになる。

TPP加入は、民主党がマニフェストで約束したデフレからの脱却にならず、かえって深刻化させることが予想される。たしかに米国の関税が撤廃されることでそのメリットを受ける産業・企業は販売力の向上、利益の発生になる可能性があるが、そのメリットと比べて、日本が国として受けるデメリットの大きさを総合的に把握する必要がある。

4、加工産業の喪失の重さ―農業喪失と同じ重み

今回の関税撤廃によるTPPの影響額を、高い関税を張っている現在の仕組みをすべて廃止し、政策などを追加しない前提で、農水省が計算していることは広く知られている。それは農産物のみで四兆一〇〇〇億円の減少額を示しており、自給率が一三％に落ち込むとしている。食品加工等の関連産業への影響も含めて計算する

と、国内総生産（GDP）の減少額は八兆四〇〇〇億円、就業機会の減少数は三五〇万人程度と述べている。

生産減少額四兆一〇〇〇億円のうちの最大の米は二兆円弱であるが、小麦の場合は、輸入小麦を主にして作られる国内加工の小麦粉キロ一三円に対して、関税がゼロになるので日本の半額以下の四五円で輸入されるとして、TPP後に残るのは、実需者との強い結びつきがある一強の小麦粉のみ・それに供給する国産小麦のみとしている。現状は、関税ゼロの国家貿易で輸入された小麦を原料として日本の製粉会社が作る小麦粉が市場に提供されている。しかも輸入小麦粉には高い関税（二次関税キロ九〇円・七〇％相当―一次関税は二五％だが国は輸入していない）がかかるので、小麦粉では輸入され購入・消費されるので、日本国内の製粉会社は、小麦生産の農民と同様に存続が難しい。また北海道のてん菜や沖繩のサトウキビなども、製糖工場とともに消滅することになるとしている。

なお原料の大豆は関税ゼロで輸入され、それを原料にして植物油を加工業者は製造しているが、植物油の関税（植物油は前から自由化されていたので、一次・二次の関税割当て制度は無く、原油キロ一〇・〇九円、精製油一三・二円・一〇・七％のみ）は小麦粉ほどには高くは

ないが、植物油の輸入はほとんど見られない。搾油工場を大型化させ輸入原料が陸揚げされる港に集約化・効率化することで対応してきたからである。

同様の仕組みはガソリン等の石油製品にもみられ、原油は関税ゼロで入るが、特定石油製品輸入暫定措置法が九六年に廃止されるまでは、いくつかの要件を設けて石油精製元売り業者のみに輸入業者を限定していた。廃止以降も備蓄施設を持つ業者に限定し、また石油製品の中でも高い関税（一九九九年キロリットル一四〇〇円、二〇一〇年は九九五円）で国内精製の仕組みが守られ、依然として石油製品の輸入は少ない。

漸次その関税は下がってきたものの、それでもなお輸入ガソリンが少ないのは、国内精製のコストが低く、それほどに精製工場を集約して合理化してきたことと関税の大きさが効果的といえよう。

これらは、原料は輸入依存だが、日本で加工する消費地精製主義の政策を戦後取ってきた日本の政策の結果といえる。今回の東日本大震災と津波の被害を見ると、過度の集約化よりも工場の適度な分散が安全保障・リスク管理上、望ましいといえるし、消費地精製主義の意義は依然としてあるように思われる。

土地利用型農業における 農作業ロボット体系の開発

農研機構・中央農業総合研究センター 玉城 勝彦

1、はじめに

農研機構では平成二〇年から三年間計画で「農作業ロボットによる分散圃圃に対応した超省力作業技術の開発」というプロジェクト研究を実施した。「①水稲・麦・大豆用の農作業ロボット開発」、「②ロボットに向けた共通化技術の開発」、「③導入のための営農モデル開発」という三つの柱を立てた。この研究により、農業の規模拡大を支える技術を開発し、日本農業の体質強化に繋がったの思いである。

2、プロジェクトの背景

日本農業の現状に触れたい。農村の高齢化、農家人口の減少に伴って、耕作放棄地が増え、さらに限界集落も増えている。ところが、地域の担い手の経営規模は拡大

しているのが現状である。リタイアした経営の圃場が地域の担い手に集積して規模拡大に繋がっている。規模拡大が一筆圃場の面積拡大であれば、欧米の大型農業のように、高速で作業幅の大きな農業機械を導入することで解決するのであるが、日本の場合はそうではない。基本的な圃場面積は拡大せず、三〇a基本の小区画はそのままに、分散した多数の圃場を一つの経営体が耕作しているのが現状である。このため、春と秋の労働ピークの折りには労働力が足りず、緻密な管理も困難な状況にある。

そこで、一人の農業者が複数台のロボットを管理して、労働生産性を格段に向上させる技術として、農作業ロボット体系の開発を行うこととした。プロジェクト立案時の計画書は二〇〇五年センサスを元にしたが、昨年末に発表された二〇一〇年センサスの概数では様々な状

況が加速している。農村高齢化についてはとうとう農業就業人口の平均年齢が六五才を超えた。農業就業人口は五年間で七五万人減少した。耕作放棄地はやや増加速度は下がったが、依然四〇万haと増加し続けている。経営規模の拡大は明らかで、借り入れの面積増加がそれを支えている。この日本農業の現状を打破する策の一つとして農作業ロボット体系を位置付けている。

3、農作業ロボットとは

農作業ロボットと言っても鉄腕アトムやホンダのASIMOのような自律二足歩行可能な人型ロボットではなく、或いはガンダムのように大型のパワードスーツのイメージでもない。見た目は普通の農業機械である。既存の農業機械に自律走行と作業部の自動動作機能を持たせたものを農作業ロボットと呼んでいる。現在では、ロボットの定義は人型ロボットだけでなく、ある程度自律的に連続した自動作業を行う機械の総称として使用できる。水稲の作業体系を想定すると、耕耘、代かきはトラクタ、田植えは田植機、収穫はコンバインで対応でき、これらを自律化させることによりそれぞれの農作業ロボットに変身するのである。

自律化の鍵はGPSである。今、多くの自動車にカーナビが装着されている。また、一般の携帯電話にも搭載

されるほど普通のものとなってきた。全地球測位システムと訳されるGPS (Global Positioning System) では人工衛星からの信号を受けて計算することにより信号を受けた位置を特定できる。基本はこの位置情報を利用している。これに加えて車両の前後、左右の傾きと進行方向を出力する姿勢センサを搭載している。

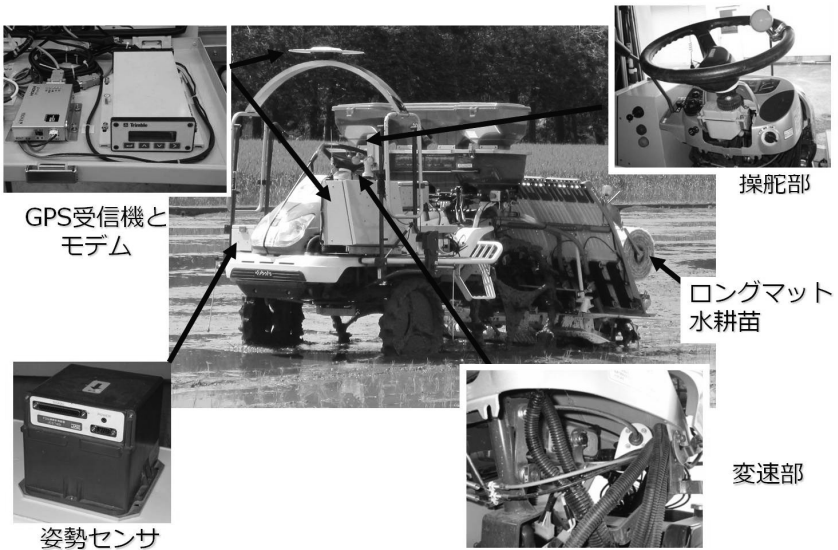
GPS、姿勢センサとも高価であるため、トラクタ、田植機、コンバインなどのロボット間で載せ替えて共用することでコスト高を押さえることとし、そのため計測制御にはCAN (Controller Area Network) を使用している。現在のほとんどの自動車の計測制御の通信ネットワークにはCANが使用されており、多数のセンサ、アクチュエータ間の情報通信には信頼性を保てる。

4、田植えロボットを例に

それでは、具体的にどのような仕組みで農作業ロボットを構築しているかを図1に示す田植えロボットを例にして説明する。

田植機は市販の六条乗用田植機を用いて、座席下に制御用コンピュータ、車両の高い位置にGPSアンテナ、また、車両右前部に姿勢センサを設置した。前輪の操舵はステアリングにギヤを介して電動モータにより制御した。前後進と車速を決めるHSTレバーも電動モータで

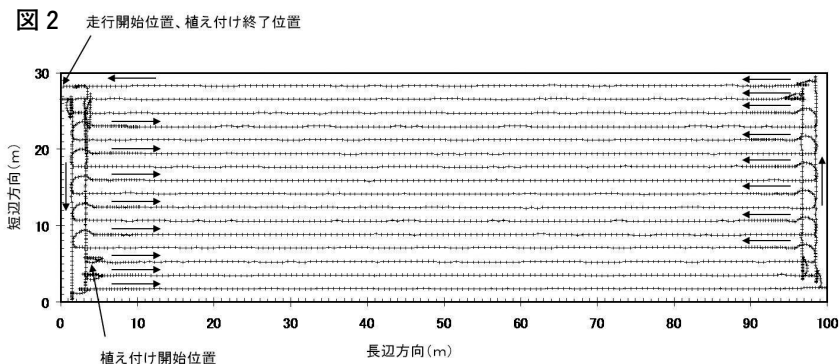
図 1



動かせるようにした。GPS受信機は走行精度を確保するためRTK-GPSと言って測量用途の高精度GPSを使用しており、プラスマイナスイオン2cmで位置を計測する。VRS (Virtual Reference Station: 仮想基準点)方式という種類のGPSで、田植機に搭載したアンテナでGPSからの信号を受けると共に、携帯端末の通信網を使って仮想基準点を用いて計算された補正情報を取得して計算を行うことで精度を確保している。

搭載したコンピュータには予め水田のどこを走行してどのように入植できるかを設定した作業経路が入力してある。この設定作業経路から今のくらい離れているか、一秒後にどれだけ離れそうか、車体向きはどのくらいずれているかを計算してハンドルを自動的に切っている。水田の端に来たらスピードを落とし、植え付け部を上げ、一八〇度旋回して次の行程を植え付けていく。外周二周分は枕地として、最後に回り作業で植え付けを行って作業開始点まで戻ってくる。図2に実際に植え付けた作業軌跡を示す。走行精度は平均で誤差プラスマイナスイオン3cm、植え付け精度はプラスマイナスイオン1cmで、三〇a水田ではほぼ五〇分で作業が完了できる。

この田植ロボットではロングマット水耕苗と言う長尺で巻いた苗を用いており、頻繁な苗の補給作業は必要ない。通常使用されている土付き苗は一〇a当たり標準で



二〇枚必要であるが、このロングマトト水耕苗は通常の苗の一〇枚分に相当する六mの長さがあり、一巻きで五a分に相当する。六条植えなら三〇a無補給で作業が可能である。この技術は中央農業総合研究センターで既に実用化されている技術を利用した。

5、その他のロボット技術開発

トラクタロボットもコンバインロボットも田植えロボットと同様にGPS、姿勢センサ、コンピュータを搭載して、予

め作業経路を入力してあり、作業経路と今の位置を比べて経路を辿って作業を行っていく。これらが実際に動いている姿は、プロジェクトの成果発表会の状況を来客の方がYouTubeにアップされているので、「農作業ロボット」と検索いただければご覧いただける。

トラクタ、田植機、コンバインのロボット化により水稻のロボット作業体系を組むことができるが、このプロジェクト研究では、さらに水田農業の転作物である大豆、麦を行えるように播種機の開発も行った。基本は市販の施肥播種機であるが、トラクタロボットに装着可能な施肥播種機で、トラクタと播種機が相互に情報をやりとりしながら無人播種作業が可能である。トラクタは無人運転するが、播種側でも種子、肥料の繰り出しに自動制御と詰まりのチェックを行い、異常があればトラクタにそれらの伝えて走行を停止させる。

転作物が入ってくるとトラクタは作業機を頻繁に付け替えることが起こる。耕耘、播種、中耕、防除等、作業毎に作業機が異なり、その設定を変える必要がある。最近の大型作業機はトラクタロボット用播種機のようにコントローラが付いて自動化機能が搭載されている。トラクタと装着を行う際にその作業機用のコントローラが必要で、トラクタの座席の回りがコントローラだらけになってしまう。通信方法が同じであれば一つのコントロ

ーラを共通に使うことができて便利である。この共通した通信方式を行うためISO（国際標準化機構）が規格を定め、ISOバスという規格に則れば、通信ケーブル同士を繋ぐことで相互に通信制御が可能である。欧米の大型トラクタでこの機能が搭載されつつある。農作業ロボットプロジェクトで開発したトラクタロボット用播種機とトラクタロボットもこのISOバスに準拠しており、ここで開発した施肥播種機は欧米のISOバス対応トラクタにも接続可能で、また、トラクタロボットはISOバス対応の作業機を接続可能である。この機構を国内の農業機械にも進めるべく、このプロジェクトを発端として国内のトラクタ、作業機メーカーとの共同研究に発展しつつある。

6、営農への適用について

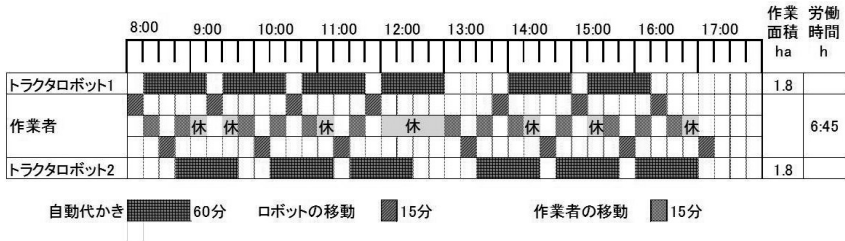
さて、個別のロボットはできたが、実際に完全無人で自動作業させる時の安全をどう担保するかについてはまだ結論が出ていない。人がいたら止まる、よける、圃場の外に暴走しない等というロボット毎の安全対策はもちろんであるが、作業体系全体でどのように安全を確保しなければならぬか、と言うような基本的な取り決めを現在とりまとめている。ガイドラインと言うが、素案の作成までできているが、実際にいろいろなロボットを運

行させながら内容を充実させて行きたい。

さらに、農作業ロボットを現実の営農現場でどのように使えば効率的に運行できるかを検討した。まず、農家の農機庫から圃場への移動はどのように行うか？高精度GPSにより走行経路を与えておけば、自律で目的地まで走行できる能力はあるが、道路には、自動車、人も歩いているであろう。将来的には可能になっても現在は農作業ロボットを公道は走らせるわけにはいかない。道路交通法を受けた各県の交通規則にもロボットの項目があり、「道路においてロボットの移動を伴う実証実験をすること。」は各警察署長の許可を受けなければならないとされている。実証実験ですら許可が必要であり、現状、道路走行を実用的に使うことはまだまだの無理な状況である。従って、圃場までは人が運転して移動させる必要がある。

今、作業員一名でトラクタロボット二台を使って代かきを行うとする。三〇a水田一枚の自動代かき所要時間を六〇分、圃場間のロボット移動時間を一五分、人がロボットとロボットの間を移動する時間を一五分とすれば、**図3**のような工程図で一日の作業を示すことができる。始めに作業員はロボット一を圃場まで移動させた後、自動運転させ、ロボット二を使用するために、農機庫まで移動してからロボット二を移動、自動作業させ、

図 3



既に作業しているロボット一まで移動して、その作業終了の後、そのロボット一を移動させるというように、運搬、移動を人手で繰り返す必要がある。このように面倒な作業を繰り返ししながらも、図に示すように一日当たり三・六haを作業員一人の実働七時間弱で完了できる。仮に一人一名がトラクタを運転して代かきをしたとすると、圃場間移動に一五分必要なので一・八haしか作業できないことは図を見ればわかる。即ち、一人一人で二倍の面積をこなすことができる。田植えロボットでは、苗と資材の補給、

苗の運搬などの作業が複合的に組み合わせられるので単純ではないが、ほぼ二倍の負担面積をこなすことができる組み合わせがある。仮に設定した一五分の時間内で移動できる距離を計算すると、ロボット(五km/h)では一・二五km、作業者が徒歩(三km/h)なら七五〇m、自転車利用(一〇km/h)なら二・五km移動できる。相対的な分散圃場状態でも対応可能と判断できる。このように作業ロボットを導入することで、冒頭述べたような日本の状況においても、同じ人の数で負担面積を二倍に可能にする技術として十分可能性がある。

今後、これを実現させるために、平成二五、二六年度に現地での実証試験を組み込んだ農水省の委託プロ(通称アシストプロ)でさらにこれらの技術を進化させる予定であり、実用に向けた取り組みを期待されたい。

編集後記

菅総理を担ぎあげ、TPPをはじめとする自由貿易協定の締結論議に弾みをつけ、規制改革や「農政改革」を一気に加速させようという経済産業省、その後方にひかえた経済界の目論見が一時頓挫している。

経産省を前面に立てて農政に注文をつけ、自らは「提言」の提出や農水省との意見交換会で持論を展開、機をみてはお抱えの学者を動員して新聞で煽る。普段は「こき下ろし」の対象でもことTPPに限っては「平成の開国」を唱える菅総理を「志の高さは幕末の志士に通じる」と持ち上げてみたりで、その戦法は微細にわたる念の入りよう。

あれこれ農政に注文を付けるのはご自由だが、一方で財界の皆さんの責任・役割も問いたい。労働者の賃金を長年抑え続け、雇用は凍土列島と化しているが、法人税の減税には大騒ぎしても雇用問題は政府にあれこれ注文を連発するだけ。毎年春闘に向け経団連が発行する「経営労働政策委員会報告」の本年版は、初めから終わりまで賃上げをしたくない理由が連綿と綴られている。

こうしたなか、全ての政治・経済的日程を白紙にさせたのは国民を驚天動地させた東北・関東大震災。当然ながら六月に結論を出す予定だった社会保障と税の一体改

革及びTPPへの参加問題等について政府は結論の先送りを示唆した。

それにしても、東日本一帯を襲った地震は、自然災害史上最悪の惨事をもたらした。

多くの犠牲者にお悔やみを申し上げるとともに、被災された方々に心よりお見舞いを申し上げます。

すさまじい勢いで迫り上がった海面が、町並みや車、農地を飲み込んでいく様には言葉を失い身がすくんだが、実体験された被災者の恐怖は如何ばかりだったか、想像に難くない。

地震による津波の破壊力は、技術の粋を極めたとされる原発をいとも簡単に打ち砕き、いま人々を塗炭の苦しみに陥れている。反対論を封じ込んで「安全神話」を振りまき、火山列島の上に膨大な原発を建ててきたわが国の原子力行政も「想定外の津波」を前に制御不能の無惨をさらしてしまった。炉に灯がともってやがて半世紀近く経つが、わが国の原発技術もその程度の「安全神話」に止まっていたことを今更ながら肝に銘ずる以外ない。

繰り言はよそう。今は被災した人もしない人も、復興に向けた強い意志を共有したい。そして、これまで数々の危機を乗り越えてきた私たち、もう一度全国民参加で目の前の国難に立ち向かいたい。

(太田)